

平成23年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成23年9月22日 午前10:00

○閉 会 午後 7:21

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長 （部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
総務学事課長 館 岡 和 人	幼児教育課長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	スポーツ振興課長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第3回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成23年9月22日（4日目）午前10時00分開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 諸般の報告（議会運営委員長）
- 日程第 2 議案第58号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第59号 潟上市入湯税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第60号 潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
（案）について
- 日程第 5 議案第61号 平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）に
ついて
- 日程第 6 議案第62号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）（案）について
- 日程第 7 議案第63号 平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）（案）について
- 日程第 8 議案第64号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2
号）（案）について
- 日程第 9 議案第65号 平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）（案）について
- 日程第10 議案第66号 平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2
号）（案）について
- 日程第11 議案第67号 平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）
（案）について
- 日程第12 認定第 1号 平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 2号 平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第14 認定第 3号 平成22年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
について

- 日程第 1 5 認定第 4 号 平成 2 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 1 6 認定第 5 号 平成 2 2 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 7 認定第 6 号 平成 2 2 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 8 認定第 7 号 平成 2 2 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 8 号 平成 2 2 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 0 認定第 9 号 平成 2 2 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 1 0 号 平成 2 2 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 2 認定第 1 1 号 平成 2 2 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 2 号 平成 2 2 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 3 号 平成 2 2 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 5 認定第 1 4 号 平成 2 2 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 6 認定第 1 5 号 平成 2 2 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 7 請願・陳情について
- 日程第 2 8 各常任委員会の報告について
総務文教常任委員長
社会厚生常任委員長
産業建設常任委員長
- 日程第 2 9 議案第 6 8 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 3 0 議会改革特別委員会の設置に関する決議

- 日程第 3 1 発議第 3 号 議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第 3 2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 3 議員派遣の件について
- 日程第 3 4 監査委員辞職勧告決議

午前10時03分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから御苦労さまです。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告（議会運営委員長）】

○議長（千田正英） 日程第1、諸般の報告に入ります。議会運営委員長からの報告があります。9番戸田議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。

それでは、私から議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、本日9月22日に委員、正副議長、当局から説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

本日の定例会の運営についてご報告致します。

追加提出議案について申し上げます。

本日22日付けで、議案第68号、損害賠償の額を定めることについてが提出されております。当局より提案理由の概要説明を受けた結果、認定第15の認定の採決後に日程第29として取り扱うことと致します。

動議について申し上げます。

議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）に対する修正動議が伊藤栄悦議員、戸田俊樹議員を発議者として提出されております。発議者数などの所定の要件を満たし、数字などの内容についても問題がないことから、この修正案については各常任委員長の報告と質疑をすべて終了した後に議題として取り扱うことと致します。

発議について申し上げます。

発議は2件でございます。1件めは議長発議により、議会改革特別委員会の設置に関する決議が提出されております。この発議につきましては、先ほどご説明しました追加

提出議案、議案第68号の採決の後に日程第30として取り扱うことと致します。

2件めは、発議第3号、議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議についてが小林 悟議員を提出者として提出されております。これにつきましては、1件めの議会改革特別委員会の設置に関する決議の採決後に日程第31として取り扱うことと致します。

議決事項について申し上げます。

総務文教常任委員会において所管事項の事務調査として、補助金についてを行うことが委員会で決定されております。閉会中も資料等をそろえて、なお調査の必要があるとの内容で、議長あてに閉会中の継続調査の申し出がなされております。議決事項でございますので、本会議にて取り扱いを致します。

また、3常任委員会の行政視察研修の日程、目的が決定したことにより、議員の派遣の手續きが必要となっておりますので、議題として取り扱い致します。

なお、議案第68号、損害賠償の額を定めることについて、議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）に対する修正動議、議長発議の議会改革特別委員会の設置に関する決議、発議第3号、議会基本条例策定特別委員会の設置に関する決議について、議員の派遣についてを皆様のお手元にそれぞれ配付してありますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで諸般の報告を終わります。

【当局の報告】

○議長（千田正英） 次に、当局より、米の放射性物質の検査結果についておよび潟上市の教育施設における放射線量の測定について報告の申し出がありますので、これを許します。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） おはようございます。

それでは、私の方から米の放射性物質の検査結果について申し上げます。

この件につきましては、本定例会の初日に、旧69市町村単位で実施する旨、市長が行政報告で述べておりますが、このたび潟上市の本調査結果が出ましたので、ご報告致します。

本調査に伴う資料の採取方法は、9月10日・11日に刈り取り、脱穀されたもみを乾燥調整し、もみ摺り時の玄米を一定の間隔で3kg程度採取する方法で行われております。採取は、天王、昭和、飯田川地区の各農家の倉庫で行われ、JAおよび市職員の立ち会

いのもと、県職員が実施しております。

採取された玄米は、秋田県健康環境センターに搬入され、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、9月14日に県から、放射性セシウムは不検出であるとの報告を受けております。

市では同日、この検査結果を防災行政無線で農家に周知するとともに、旧市町村単位で結果がすべて判明するまで、現行市町村に要請されておりました米の出荷自粛が解除になったことをお知らせしております。

なお、昨日の秋田魁新報では、県は20日、旧69市町村単位で行っていた検査米の放射性セシウム調査が終了し、県内全域でセシウムは検出されなかったと発表し、現行の全25市町村すべてで新米が出荷できるようになったと報道されております。

以上で報告を終わります。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 改めておはようございます。

放射線量の関連について、ご報告申し上げます。

潟上市の教育施設における放射線量の測定について申し上げます。

秋田県より3月11日以降、施工した公共事業で東北、関東産の芝生および腐葉土、培養土、土壌改良剤、堆肥等を使用したものについて調査し、報告を求められておりました。

調査したところ、本年8月中旬に追分保育園外構整備工事第2工区の園庭工事に茨城県つくば市内の業者から納入された芝生が植栽されており、このことを県に報告しました。市では、このことを重く受けとめまして、8月19日に放射線量を確認するため、秋田県産業技術センターで線量測定を行いました。その結果、検出限界以下の報告がありました。さらには9月16日に秋田県分析科学センターによる調査を実施しました。結果、平均値は地上1cmで毎時0.114マイクロシーベルト、地上50cmで毎時0.109マイクロシーベルト、地上1mで毎時0.102マイクロシーベルトでございまして、国際放射線防護委員会の勧告による安全基準の年間1ミリシーベルト以下でございまして、秋田県が独自に近く設定する安全基準の学校や幼稚園・保育所の上限の数値である地上1cmで毎時0.12マイクロシーベルト、国の民間被爆限度1ミリシーベルトを1時間当たり換算した数値を下回っております。健康には影響のないレベルでありました。今後は、保護者の皆様にこの内容をお伝えしたいと考えておりますので、ご報告とさせていただきます。

きます。

○議長（千田正英） これで当局の報告を終わります。

【日程第2、議案第58号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について から
日程第27、請願・陳情等についてまで】

○議長（千田正英） 日程第2、議案第58号、潟上市市税条例の一部を改正する条例
（案）についてから日程第27、請願・陳情等についてまでを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第28、各常任委員会の報告について】

○議長（千田正英） 日程第28、各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの
の審査の経緯と結果について報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案および請願・陳情等については議案ごとに採決
まで行いますが、各会計補正予算案ならびに各会計決算の認定については、質疑までと
し、各常任委員長の報告がすべて終了後に討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順
に行います。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。7番菅原久和総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員会の報告】

○総務文教常任委員長（菅原久和） 平成23年第3回定例会、総務文教常任委員会審査報
告書。

平成23年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規
定により報告します。

審査年月日 平成23年9月9日、12日、13日、14日、20日

出席委員 小林 悟、藤原典男、西村 武、鈴木斌次郎（20日欠席）、堀井克見、
千田正英、菅原久和

説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、
部長待遇企画政策課長、各関係課長

書記 幼児教育課 鑑 孝子さん

審査の経過と結果

議案第58号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、厳しい経済状況および雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等が一部改正されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、過料を3万円以下から10万円以下に引き上げたのは、経済情勢が関係するのかとの質問があり、当局からは今回の引き上げ理由は、税制への信頼性の向上を図ることと、過料の対象となった事例はないとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、潟上市入湯税条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、厳しい経済状況および雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等が一部改正されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは入湯税対象施設数の質問があり、当局から天王温泉くらは1カ所との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、スポーツ振興法の全部を改正するスポーツ基本法が公布、施行されたことに伴い、条例の題名および関係部分を改正するものです。

委員からは、「振興」と「推進」の違いについての質問があり、当局からはスポーツ基本法の趣旨が、これまでより一步踏み込んで、より一層推し進めるための法改正であるとの説明があり、これまでのスポーツ振興審議会委員に引き続きスポーツ推進審議会委員を引き受けていただくものであるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款2項民生費県補助金のうち28万7,000円は、こどものえき設置事業補助金です。

15款2項不動産売払収入372万円は、昭和庁舎敷地の売却と立木等補償金です。

18款1項繰越金は5,222万1,000円の減額です。

19款4項民生費受託事業収入173万円は、男鹿市、秋田市からの広域保育受託園児2名分です。

20款1項臨時財政対策債1億2,680万円は、当初予算と配分額との差額を計上するものです。

この度の補正は歳入が歳出を上回るため、18款繰越金を減額して調整するものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

冒頭に、一般会計各款項目と特別会計におよぶ共済費、職員互助会負担金について、市が団体会員である財団法人秋田県市町村職員互助会の自己破産による事業活動終了により、一般会計で976万8,000円、特別会計で97万6,000円を減額するとの説明がありました。

2款1項総務管理費の主なものは、財産管理費の旧追分乳児保育園の解体工事費1,921万5,000円です。

6目企画振興費は、豊川地域活性化検討委員会（仮称）委員の報酬18万円と費用弁償6万円、新庁舎建設候補地に関わる調査委託料1,093万2,000円を計上しております。

主な質疑内容は、

問：庁舎建設により⑤周辺の道路はどのようになるのか。

答：グリーンランド前の交差点は、車の滞留距離が短いため、下出戸よりに道路を付けかえる予定にしている。国道101号から鶴沼台交差点を通過して左折してくるルートについても、状況を見ながら今後検討したい。

問：一部の議員から建設用地を決めてから調査費を計上するべきではないかとの意見があるが。

答：基本構想で必要とする用地の面積などが示されているので、まずは、議会に対し候補地用地の面積や調査内容を示すことが常套手段だと考えている。

問：⑤の候補地が経済的にも有利であるということの説明を。

答：造成面積3万7,000㎡のうち3万㎡が流用土利用、7,000㎡を購入土で造成できる。

Aは埋設物が大量にあり、有害物がある場合はその対応も必要。Bは代替地を用意することになると、購入費がどのくらいになるのかもわからない。代替地があったとしても、所有者との交渉によっては不確定な要素があり、一概に全体の経済的な比較ができない。さらに、今現在、利用されている方々への対応もあるので。⑤の候補地が有利である。

問：市当局と候補地Cの所有者が事前に話し合われている、「疑惑」という表現をしている議員がいるが、当局の所見は。

答：疑惑のある用地の調査費を予算計上することはなく、疑惑を持たれるような予算案を議会に提出することはない。この後、そのような「疑惑」という表現があった場合は、議長に対し暫時休憩をお願いして、発言を撤回するようお願いすることも

ある。

問：医療法人が福祉施設を建設しようとしている用地を庁舎建設の用地にすることは、福祉の面でも雇用を確保する面でもマイナスではないのか。

答：医療法人と協議したところ、候補地Cについては福祉施設を建設したいとの思いで購入した物件であるが、市の計画には協力したいとの回答をいただいたものである。

2款2項徴税費の主なものは、過誤納還付金・加算金の363万2,000円で、法人税の確定申告により還付金が発生したため、今後の予算確保のために補正したものです。

3款2項児童福祉費の主なものは、児童福祉総務費の前年度次世代育成支援対策交付金返還金105万9,000円と、幼保一体施設整備事業費の出戸認定こども園（仮称）の給食関係消耗品等327万7,000円、厨房備品等1,564万7,000円です。

10款2項小学校費の主なものは、東湖小学校のボイラーの修繕料226万2,000円です。

10款7項保健体育費の主なものは、天王一向球場フェンスの改修工事請負費205万2,000円です。

12款1項公債費は1,055万7,000円の減額で、前年度借入分の利率の確定によるものです。

本案は、起立による採決の結果、賛成が4名、反対が2名で、原案に賛成多数で可決すべきものと決しております。

その後、少数意見の留保の申し出があり、1人の賛成者により少数意見の留保が成立しました。

認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款市税は、調定額27億4,241万2,003円に対し収入済額が24億2,993万4,743円、不納欠損額が764万6,746円で翌年度に繰越される収入未済額は3億483万514円です。

委員からは、不納欠損が毎年あるが5年時効は安易ではないのかとの質問があり、当局からは、生活が困窮して差し押さえもできない状態の世帯があり、分納などをお願いしているが、結果的に時効で欠損になってしまうとの説明がありました。

2款地方譲与税は、自動車重量譲与税の1億899万円が主なもので、前年度より568万8,000円の減額です。

6款地方消費税交付金は2億6,441万5,000円で、前年度より45万5,000円の減額です。

9 款地方交付税は61億6,675万1,000円で、前年度より1億3,520万7,000円の増額です。
11款分担金及び負担金のうち保育料負担金は1億2,655万5,307円で、翌年度に繰り越しされる収入未済額は172万2,870円で29世帯分です。

13款国庫支出金の主なものは、総務費国庫補助金で住民生活に光をそそぐ交付金3,000万円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金繰越明許分6,000万円および地域活性化・きめ細かな臨時交付金繰越明許分2億830万7,000円で、いずれも経済対策事業の財源です。

14款県支出金のうち児童福祉費補助金の主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金、放課後児童健全育成事業費補助金が主なものです。

18款繰越金は5億4,222万5,713円で前年度繰越金です。

20款市債は17億7,930万円で臨時財政対策債が主なものです。

委員からは臨時財政対策債に頼った財政運営は危険ではないかとの質問があり、当局からは、財政力の弱い自治体は臨時財政対策債を有効に活用し財政運営に役立てているとの説明がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

1 款議会費は1億7,805万9,984円で議員報酬が主なものです。

2 款 1 項総務管理費のうち一般管理費5億2,295万3,335円の主なものは、特別職と一般職の人件費です。

財産管理費1億9,893万6,081円の主なものは庁舎等の維持管理に係るものです。電子計算費1億1,026万8,531円のうち主なものは物品保守管理およびシステム更新委託料です。

2 項徴税費は1億2,120万6,468円で、主なものは賦課徴収費の土地図修正・宅地異動評価委託料、標準宅地鑑定評価委託料等です。

4 項選挙費は3,883万8,942円で、選挙管理委員会の人件費のほか参議院議員選挙費、県議会議員選挙費が主なものです。

5 項統計調査費は4,588万8,870円で、主なものは国勢調査に係るものと地籍調査費です。

委員からは地籍調査委託料の不用額の要因についての質問と業者選定については旧町時代より一業者が請け負っていることから、今後は分割発注やジョイントによることも検討されては、との質問があり、当局からは不用額は請負差額であることと今後の業者

選定はそのように検討したいとの説明がありました。

6 項監査委員会費は630万7,384円で、人件費のほか監査委員報酬が主なものです。

7 項地域活性化事業費6,009万1,500円は平成21年度からの繰越明許費の経済対策事業費総務課分で、証明書自動交付機を3庁舎と追分出張所の4カ所へ設置したものです。

8 項きめ細かな臨時交付金事業費は、財政課分592万5,150円、総務学事課分4,579万3,650円、幼児教育課分1,180万7,250円、生涯学習課分2,037万円で、各施設の改築工事およびその設計等委託料に係るものです。

9 項きめ細かな交付金事業費は、議会事務局分、総務学事課分、幼児教育課分、生涯学習課分、すべて平成23年度に繰越明許しております。

10項住民生活に光をそそぐ交付金事業費は、基金分で3,000万円です。

3 款 2 項児童福祉費のうち主なものは、児童館費1,418万5,973円で3児童館の管理運営に関するもの、保育園費5億9,474万3,171円で8保育園の人件費と保育園の管理運営に係るものです。放課後児童健全育成費3,056万7,320円の主なものは指導員の賃金です。幼保一体施設整備事業費4億4,487万487円の主なものは、追分保育園の園舎建築工事と出戸認定こども園（仮称）の設計に係るものです。

委員からは臨時保育士の待遇改善について質問があり、平成22年度に時間給を上げたとの説明がありました。

3 款 5 項災害救助費のうち東北地方太平洋沖地震被災者救援費68万2,503円は、3月11日発生の震災の被災者に対する支援に係るものです。9月12日現在の本市への避難者は19世帯44人となっております。

6 項少子化対策事業費は、総務学事課分が135万8,700円、幼児教育課分が72万7,650円で、小中学校および幼稚園・保育園の安全安心メールによる緊急連絡網システム整備に係るものです。

5 款 1 項労働諸費のうち勤労青少年ホーム管理費は509万2,897円で、管理人賃金が主なものです。

9 款 1 項のうち東北地方太平洋沖地震対策費は609万843円で、3月11日の震災による長時間にわたる停電に対する対策費です。

委員からは電話がつながりにくくなったことへの対応について質問があり、衛星回線を使った電話など各庁舎の緊急連絡体制の整備については、今後、具体的に検討していくとの説明がありました。

10款1項教育総務費1億9,030万3,964円のうち事務局費1億8,048万5,899円の主なものは、児童生徒派遣費補助金、育英会補助金です。外国青年招致事業費812万4,135円は外国人指導助手給料が主なものです。

2項小学校費は2億1,521万9,948円で、7小学校の維持管理および教育活動に係るものです。

3項中学校費は1億1,570万4,456円で、3中学校の維持管理および教育活動に係るものです。

4項幼児教育費1億6,207万9,177円のうち主なものは、幼児教育総務費の幼稚園就園奨励費補助金1,037万4,900円と、幼稚園の管理運営に係るものです。

5項学校給食費は9,245万1,679円で、小中学校の給食に関する費用が主なものです。

6項社会教育費は1億6,888万9,164円で、社会教育総務費は社会教育委員に係るものおよび各種団体への補助金に関するものです。生涯学習推進費の主なものは、生涯学習奨励員および各種事業に関するものです。公民館費は8,648万1,059円で3公民館の公民館活動と維持管理に関するものです。文化財保護費は文化財保護に関するもの、図書館費は図書館の管理運営に関するものです。

7項保健体育費は1億647万7,544円で、保健体育総務費は市体育協会やスポーツ少年団に対する補助金、体育振興費は各種スポーツ大会に係るもの、体育施設費は各施設の維持管理に係るものが主なものです。

委員からは、市体育協会への補助金交付が形骸化しているとの指摘があり、当局からは今後補助金交付については、各団体の活動内容や予算決算の精査などを一層厳しくしていくとの説明がありました。

12款1項公債費は17億4,610万5,425円で、元金償還金15億3,664万9,136円、利子分2億945万6,289円です。また、1億3,338万円の繰上償還を行っており507万3,000円の利息が軽減されました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、本案は、委員から体育協会にかかわる補助金の適正処理を望むことへの附帯決議の動議が出され、起立による採決の結果、賛成4名で賛成多数により附帯決議を可決しました。

また、補助金の交付についての所管事務の調査の動議が出され、閉会中の継続調査もあわせ、賛成多数で議決しております。

認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議。

平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算における10款教育費7項保健体育費1目保健体育総務費19節負担金補助及び交付金の中の市体育協会補助金210万円は、潟上市体育協会に対する補助金に係る歳出であるが、本補助金は各競技団体へさらに交付が行われており、市から交付された補助金が実際にどのような基準で各競技団体に交付され、団体でどのような事業を行い、どこに補助金が支払われているのか極めて不透明であり、その把握が難しい。このことについて、体育協会加盟の相撲連盟等々について委員会において事業内容、補助金の支出先を審査したところ、事業については補助金の交付に該当するかの疑義が残り、また、その経費が体育協会役員の親族が経営の会社に支払われており、公金の支出としては倫理的・道徳的に決して好ましいとはいえないものであった。

今後、体育協会からの補助事業実績報告書は、加盟競技団体まで掘り下げ、領収書などのさらに詳しい審査が各団体、体育協会、市には必要である。さらに、補助金の交付に当たっては、条例遵守等を基本とした姿勢を徹底した上で、公金の支出であることを鑑み、事業執行に係るその経費等の支払先については市民からの誤解を招かないように、倫理的な面からチェックをする体制の構築を図り、これまで以上に適切な補助金の交付に万全を期すように市には強く求めるものである。

平成23年9月20日

総務文教常任委員会

認定第11号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は137万7,969円で、主なものは財政調整基金繰入金です。

歳出合計は75万9,500円で、主なものは財産管理費および財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第12号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は94万7,010円で、主なものは斎場用地貸付収入および財政調整基金繰入金です。

歳出合計は50万4,000円で、主なものは財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第13号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は93万3,612円で、主なものは最終処分場用地貸付収入および財政調整基金

繰入金です。

歳出合計は58万3,014円で、主なものは財産管理費および財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第14号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計は1,435万5,123円で、主なものは一般会計繰入金です。

歳出合計は1,435万5,123円で、土地開発公社償還金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

請願第3号、「義務教育費国庫負担堅持及び国庫負担2分の1復元」を求める意見書採択についての請願書。

願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書。

願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第7号、内部被爆から子供たちを守る給食対策に関する陳情書。

願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第8号、学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情書。

願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第9号、潟上市新庁舎建設地選定に関する要望。

本陳情については、潟上市グラウンドゴルフ協会より参考人を招致して意見聴取を行いました。その結果、立地が良いこと、変化に富んだコースを有していること、温泉が併設されていることなど、県内でも一、二を争う素晴らしい施設であり、潟上市民のみならず近隣市町村からも多くの利用者があることがわかりました。潟上市グラウンドゴルフ協会の会員はもとより一般愛好者で満員となることも多く、利用者の多くは現在の施設でグラウンドゴルフを楽しむことが生きがいにもなっているとのことです。また、現在の場所が最適であるため、代替地については協会として全く考えていないということです。少子高齢化が顕著になり多くの高齢の方が老後をどう生きるか、生きがいをどこに求めるかと考えるとき、健康のためグラウンドゴルフを楽しむという重要な要素を満たす施設であり、また、市内外に広域的な施設として果たす役割も大きいとの認識を深めました。

よって本陳情は、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（千田正英） これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第58号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第58号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、潟上市入湯税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第59号、潟上市入湯税条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第60号、潟上市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)については、11番小林 悟議員から、会議規則第110条第2項の規定によって、少数意見の報告が提出されています。

少数意見の報告を求めます。11番小林 悟議員。

○11番(小林 悟) 平成23年9月15日 潟上市議会議長 千田正英様

総務文教常任委員 小林 悟。賛成者、鈴木斌次郎。

少数意見報告書。

9月14日、総務文教常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり会議規則第110条第2項の規定により報告します。

1. 議案番号、件名。議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)について。

2. 意見の要旨

歳出2款1項6目13節委託料1,093万2,000円、内容につきましては、用地調査業務委託料213万3,000円、土地鑑定業務委託料614万7,000円、地質調査業務委託料265万2,000円の候補地⑤の調査費について。候補地⑤の周辺道路整備についての説明が明確でない。ほかの候補地との経済比較ができない。

以上の理由により、調査費については反対致します。

○議長(千田正英) それでは、議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)についての委員長報告および少数意見者の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。18番。

○18番(藤原幸雄) 委員長、どうも御苦労さまでございました。

私から2点だけお伺いします。

第1点は、この報告書の5ページでございます。5ページに書いてありますように、

本案は起立採決の結果、賛成が4名、反対が2名ということで、原案に賛成多数で可決すべきものと決したと、このように書いております。ここに報告にもありますように、反対者が2名だということは、どのような理由で反対をされたのか、あるいは賛成したのは、どのような内容で、これではただ賛成・反対だけでは、その理由がよくわかりません。したがって、もっとでき得るならば、詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○議長（千田正英） 7番菅原久和総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 先ほど小林議員から少数意見の留保ということで読み上げて皆さんに説明しております。その中でですけれども、⑤の周辺道路がどのようにこの後になっていくか、不明瞭というかわからないという、説明がよくわからないということが大きな理由であったのではないかなと思っております。

賛成の意見としましては、経済的な、先ほど私が読みましたけれども、⑤の候補地が経済的にも有利であるという説明を当局からいただいたということで、そのとおりだという意見でありましたし、それが主な、経済的な部分で賛成であるというのが大きな理由ではないかと思っております。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） だとすれば、反対者はその経済的に、いわゆる⑤番はほとんど経済性がないという、ただその一点ですか。そこをひとつ具体的にご説明いただきます。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

.....
午前10時59分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 賛成者の意見は、市当局から提案された調査費は、これまで議会で説明された内容により、その必要性が明確であり、新庁舎建設を早急に進めるべきとの市民の意見要望にも合致しており、賛成するということでもあります。

また、これまで市当局による説明で十分理解できたことと、合併特例債で事業を進めるとのことから、この定例議会で可決することが時間的な問題も含めて大事な時期と考えるので、予算案について賛成すると。

また、平成21年度から議会定例会や全員協議会など数多くの場において市当局が説明

されてきた内容は、合併協定書に基づく合理的な判断であり、また、市民の意見を率直に反映させたものであります。

以上、これが賛成者の意見であります。

○議長（千田正英） 18番、再々質問。

○18番（藤原幸雄） 今、賛成者の意見が私もよくわかりましたし、私もそれに同意をしますが、端的に言いますと、そうすれば反対者はこれに対する全く理解を示していないと、こういうことですか。わかりやすく言えば。

○議長（千田正英） 7番菅原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 反対者は、委託料の用地調査費については、⑤の周辺道路計画が明確にされておらず、他の候補地と比較検討できないことから反対という意見で、それ以上のことは私は推測することはできないということです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。3番児玉春雄議員。

○3番（児玉春雄） 委員長、御苦労さまです。

私からは4ページの最後の方の10款7項保健体育費の主なものは、天王一向球場フェンスの改修工事請負費205万2,000円ありますが、私も東湖小学校の父兄の皆様から、とにかくフェンスが危険だと、早く直してほしいと、そういうことをよく言われまして、私も早くできればいいなと思ったところ、今こういうフェンスの工事費が出ております。それで、この改修工事は、もしわかったらいつ頃までで終了するかどうか、そういう話があったらお聞かせください。

以上です。

○議長（千田正英） 7番菅原久和総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 3番さんにお答え致します。

いつ頃までに終了するかという質問でございますけれども、当委員会の中ではそのような話は出ておりませんでした。ただ、もう30年以上経っているフェンスでありますと同時に142メートル分の改修工事を行うということは聞いております。

○議長（千田正英） 再質問よろしいですか。

○3番（児玉春雄） はい。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） 3ページの2款財産管理費の旧追分乳児保育所の解体後ですけれども、この利活用について、皆さん委員会では何かその後話されましたでしょうかと思

います。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 岡田議員にお答え致します。

解体後の使用方法については、当委員会の中では話はございませんでした。

以上です。

○議長（千田正英） 再質問。

○12番（岡田 曙） この追分乳児保育所というのは非常に地域住民も協力しておりますし、非常に大変お世話になった場所であります。地域住民の。ぜひとも、できれば地域住民ともよく話し合いの上で、しっかりとした活用をしていただきたいと思いますので、宜しくお願いします。要望でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。1番

○1番（中川光博） 総務委員長、お疲れさまです。

総務常任委員会の皆様、大変この庁舎建設について、しっかり議論いただいたことと思います。私の方から質問させていただきますけれども、4ページの中にご報告いただきました問いと答えの中に、ちょっとかみ合わないのではないかなとちょっと思いまして今お尋ねしたいと思うのですが、この医療法人が福祉施設を建設しようとしている用地、ここに建設することは、問いの中で、福祉の面でも雇用を確保する面でもマイナスではないのかと行政当局に質問をしているようですけども、当局の答えはちょっとかみ合わないのかなと思うのですが、この市の計画には協力したいとの回答をいただいたものであるということで、常任委員会が発した質問に行政当局の方では答えていないのではないかなと思われる、この報告を見ますと思われるけれども、この点ですね、もうちょっと細かく、どういうやり取りがあったのか、ここを確認したいと思います。

なぜこういう質問をするかといいますと、やはり庁舎建設には、当然コスト比較、あるいは将来性、さらには潟上市全体の利便性、こういうしっかりした観点から、かなり綿密な議論をした上で議論をする必要があるなと思いますので、このところを質問させていただきます。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 中川議員にお答え致します。

医療法人が福祉施設を建設しようとしている用地、これに建てる用地にマイナスではないかということではありますが、それに対しまして当局からは、候補地Cについては庁

舎建設候補地としてよいか医療法人と協議したところ、C候補地については福祉施設を建設したいという思いで購入した物件であるが、市の計画には協力したいという答えと、それから、それに対しまして経緯はわかったと。民活ということで民間に使わせた方が有効な方策ではないのかという質問もございました。それに対しまして、民間が活用することで雇用が生まれるものと思いますが、医療法人側からは今後の当地土地用途を踏まえた上で庁舎候補地に協力すると承知されたことであり、ご質問の件については別にまた考えていることではないかと言っております。

以上であります。

○議長（千田正英） 1番、再質問。

○1番（中川光博） ありがとうございます。

若干さっきよりも議論の中身が見えましたので、よかったのかなと思います。

また、今日さっきの議会の中でいろいろ修正動議も出ているようですので、そここのころでまたしっかり議論があるはずですので、また発言をさせていただきたいと思いません。ありがとうございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 委員長、大変御苦労さまでございます。

私からは、報告書の2ページの15款2項不動産売払収入372万円は、昭和庁舎敷地の売却と立木等補償金ですという委員長の報告がありました。改めて予算書を見ますと、15款2項1目不動産売払収入372万円は、3施設で立木等補償金となっておりますが、この内容についてもうちょっとあるのではないのかなと思いますので、ひとつ宜しくをお願いします。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 19番さんにお答え致します。

この立木等の補償金372万円についてですけれども、県が実施する県道古井内大久保線の歩道設置事業に伴い、その昭和庁舎の敷地にかかる。それで用地の買収費として164㎡、約262万円の費用と、それから立木等の補償として100万円ちょっと、109万円ですか、108万円ですか、の合わせての372万円ということであります。

○議長（千田正英） 再質問ありますか。19番。

○19番（佐々木嘉一） わかりました。これはそうすれば、県道古井内大久保線の歩道設置工事に伴っての用地買収と立木の補償費であるということですか。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） はい、そのとおりであります。

○19番（佐々木嘉一） どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 委員長、どうも御苦労さまです。

先ほどはどうもすみませんでした。

9ページの一番最後のところの下段から2番めのことでございます。補助金の交付についての所管事務の調査の動議が出されたと。先ほども言いましたように、閉会中の継続審査というのは、かつて潟上市の議会ではなかなかなかったような感じもしますが、閉会中のこのいわゆる継続審査をしなければいけなかったという重大な問題が発生したのは、どういう理由なのか、そこら辺のところを具体的にどのようなことになっているのか説明をお願いします。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 18番さんにお答え致します。

継続審査の目的ということだと思いますけれども、補助金の交付について現在の交付状況、交付団体などにおける事業の実施状況、補助金の使途などを調査しながら、問題点、課題などを整理し、今後の補助金交付のあるべき姿を探り、もって議会における厳正な審査の糧とするという目的で継続審査をすることになっております。

それで、なぜ補助金の交付についてという形になったかと申しますと、市体育協会への補助金の交付が形骸化しているということで21年度のときの決算認定のときにも、もっと各補助金、市体育協会への交付については詳しく調査して市の方で補助金の条例に合わせた形を出していただきたいという話も出しておりました。ただ、今回もまた、22年度におきましても市体育協会へ補助金の交付に該当するか疑義が残るということで、決算認定の部分では限られた日程の中で委員会が開かれるわけですがけれども、その中ではなかなかいろんな資料、各種の資料を提出していただいて審査するには時間的に難しいということで継続審査をお願いするということでもあります。

○議長（千田正英） 18番、再質問ありますか。

○18番（藤原幸雄） 今、委員長の報告では、いわゆる補助金の使用が、言ってみれば不透明だと、条例に沿って委員から交付していただきたいというようなご答弁があったわけですが、そうすれば、今日までこの市当局から条例に沿わないで交付されたと。そして交付されたその内容が不透明だと、こういうことでいわゆる継続審査を優先したと、このように理解してよろしいですか。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

.....
午前11時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 先ほど私が「審査」という形の言葉を申しましたけれども、審査ということではなくして、補助金の交付について調査するというので、それで、この委員会、要するに今回の開会中では時間的に調査することがなかなか難しいということで、閉会中の継続調査を行うということでございます。

それと、この閉会中の継続調査については、補助金の交付についてということで、当総務文教常任委員会の所管の部分の補助金について調査するということであります。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長、御苦労さん。

この附帯決議についてご質問してよろしいですか。議長、附帯決議に対する質問もよろしいでしょう。

○議長（千田正英） はい。

○9番（戸田俊樹） それではですね、8ページのところで、この各種団体の補助金に関するということについて委員長の報告がありまして、それら総務文教常任委員会で相当の質疑と時間をかけられたようにお伺いしておりますが、当局からは、今後、補助金交付金については、各団体の活動内容や予算決議の精査など一層厳しくしていくとの説明があったということで、それに期待するのが普通我々議員、または常任委員としての仕事ではないかなと思うわけですが、さらに附帯決議なるものをつけまして9月20日に再度総務文教常任委員会を協議会として招集し、その後、常任委員会の本委員会として附帯決議

の文言を訂正し、この委員長報告となったと賜っております。その経緯について疑義があるとすれば、いささかお話いただいても結構ですけれども、私どもの議会は会派代表制をとりながら本会議での質疑応答、賛成反対等々いろいろな意見を、所見を述べながら採決・表決をしていくわけですが、このような形で附帯決議が出されるというのは、今までも例がなく、残念だと思うわけです。

その内容を見ますと、体育協会への補助金に不明瞭な面があるということで、その体育協会からの相撲連盟へのまた補助金が不明瞭だということで、これについて常任委員会では時間がなくて、今後、閉会中にも調査をしたいということですが、これについては監査委員もおりまして、毎月例月監査、決算監査、数字についても業務についても監査しているわけで、ここまで常任委員会として入り込むのはいかがなものかというわけでございまして、その辺の論議について委員長からご報告いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 戸田議員にお答え致します。

総務文教常任委員会は9日、それから12・13・14と予定しておりまして、審査しておりますけれども、9月14日で3名の提出者、要するに認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議が出されまして、それを委員の皆さんに配付致しまして、暫時休憩致しました。それで、そこで皆さんに十分にその附帯決議につきまして目を通してもらいまして、それから採決をとったというわけで、賛成が4名ということでありました。それで、20日の件も今出てきましたけれども、それで14日にすべて委員会に付託された案件については審査致しまして、それを今度、今日の本会議に委員長報告として提出するに当たり、今回は庁舎の問題とか補助金等いろいろな問題がありますので、委員長報告を委員みんなで確認して、そして提出してもらいたいということで、予定しておりませんでしたけれども9月20日に、私は委員会の協議会的な形で皆さんに委員長としての報告書を見ていただくという形で招集致しました。それで、それにつきましてその20日の委員会は、協議会という形で私考えておりましたけれども、協議会は法的根拠を持たない会であるから、これに対するその費用弁償は支給できないとか、協議会中の災害があった場合については対象にならないというようなことと、それから開会中の協議会では正規の委員会にすべきではないかということで20日の日、正式な委員会という形に変更致しました。そこで報告書の確認を委員みんなで致しまして、その中で、この部分は報告の中に入れてもらいたいという部分と、それから語句の訂正

をそこで致しまして今回の委員長報告の提出という形になりました。それが委員会の経過であります。

○議長（千田正英） 9番。

○9番（戸田俊樹） ただいま委員長からご報告いただいたとおりだと思いますので、それではですね、この総務文教常任委員会を招集し、協議会としたときに、その後話し合いで本委員会にしたということについては、議長も出席されておるわけで、当然議長の許可ならびに事務局から書記、ならびに記録を取ることがなされたかどうかもお聞きしたいと思うわけです。

なおですね、この附帯決議が出たことについての確認は必要だと思いますけれども、この決算の認定をしておりながらこういうことをしているということについては、一時不再議に当たるのではないかと考えますけれども、その辺についての常任委員会での話し合いのこともお聞きしたいと思います。

なお、相撲連盟について審査したということでもありますけれども、誰がいつどこで審査をしたのか確認したいということと、文言の中で経費が体育協会の役員の親族が経営する会社に支払われると記載しておりますので、私はこれはですね、姻族であって、全くの他人という言葉はよくないんですけれども、そういう関係であって、何ら支障はないのではないかと思うわけですので、このような事実がないにもかかわらず、このような文言でこの附帯決議が通るということは、いささか問題があるかと思っておりますので、この一般会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議が総務文教常任委員会から出されることについては、これは削除していただきたいと思っております。これはですね、12月定例会での一般質問なり調査はできるわけで、監査委員からその辺のことについても当局はこれからしっかりやっていくということですので、もし事実がこういうことでないということがあのようなことで調査をした結果、何もなしということになると、この決議は何だったのかということになるので、議会の尊厳にかかわる問題だと思っておりますので、宜しく願い申し上げます。

以上です。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） まず1点めの、その委員会を開くに当たっての議長への報告、要するに許可を取ったかということでもあります。正式な文書では出しておりません。ただ、当委員会には千田議長も所属しておりますので、こういう会議の中で口

頭でというか、形で、許可を取ったという形で私は解釈します。

それと、その一時不再議ということですが、この件につきましては、全国市議会議長会法制担当の方に事務局から話をさせていただきまして聞いております。それで、決算の認定について審査するには、時間的になかなか難しいということもありますので、継続調査することには一時不再議には当たらないということは法制部の方から事務局長に調べていただいて、そういう回答をいただいております。

それから、相撲連盟の部分で、どういう形で調査とかしたかということでもありますけれども、委員会の中で潟上市の体育協会の収支決算書、その前に一番最初でしたけれども、体育協会の補助金の内訳の資料を要求致しました。それで、その中で21団体の補助金内訳、相撲連盟について申し上げますと、補助金が総額で4万7,000円ということでございますけれども、会費を5,000円いただいていると。ですから補助金の実質の部分は4万2,000円の補助という形になると思います。それが総額で体育協会の140万6,000円の部分であります。それと、その次に体育協会収支決算書、それと相撲連盟の収支決算書の資料もいただいております。それと、その各種大会報償費の内訳、これは体育振興費の決算では確か239万5,870円の資料もいただいております。先ほど親戚等のということで話がございました。それで、その部分が秋田スポーツの部分ではないかなと思いますが、これが大会報償費の内訳の中では57万4,000円出ているわけです。それと、あと体育協会の報償費については18万5,000円、これが出されております。

○議長（千田正英） 4番。

○4番（藤原幸作） 暫時休憩願います。

○議長（千田正英） 暫時休憩致します。

午前11時46分 休憩

.....
午前11時50分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 休憩中とかで20日の審議したと、正式な手続きされていない、私が前回の文教委員会委員長のときに、文書であらかじめ議長に提出し、ということで相当すったもんだしたことがありましたが、今回は認められたわけですか。議長にお伺いします。藤原前議長のときに文書で出さなければ。

- 議長（千田正英） 今の質疑は、委員長に対しての質疑になります。
- 10番（佐藤義久） もとい、委員長に、しっかりした手続きされていないようなお話でしたが、それが会として認められたのかどうかということを委員長にお聞きします。
- 議長（千田正英） 7番。
- 総務文教常任委員長（菅原久和） 先ほど申しましたように、文書でその委員会を開くという許可を議長には出しておりません。口頭で議長にお願いするという形です。
- 議長（千田正英） ほかにありませんか。8番。
- 8番（伊藤栄悦） ただいま20日の件について質問が出ておりますけれども、これは最初、協議会であったと。そういうことで、それからいろいろ論があって常任委員会という報酬が払われるいわゆる会に変わったと、こういうことであります。要するに税金が払われているということでもありますけれども、それで、それでですね、そのときに、いわゆる手続きがきちとなされていないと、先ほど言葉で言ったとか言わないとかということになっているけれども、私たちが実際に常任委員会をやっているときは、ちゃんと文書を出して、そしてやりなさいよと。それから、ちゃんと議事録も取って、書記ですね、これをちゃんとして、そしてそれを記録に残すと、これもやはり情報公開の内容になるわけですよ。それらをしっかりとやっていたかどうかということが大きな問題だと思いますね。これがまず一つです。

それから、ここの附帯決議の中で、下の方に2行めのところに、倫理的な面からチェックをする体制の構築を図りと、こういって、市に強く求めると、こういう文言がございます。これは結構なことだと私は思います。やはり市の方でも、果たしてこの補助金がきっちりと何ら問題なくなされているか、これを調査するのは、これを精査するのは、これ当然のことであると。しかしながら、市の方に一方的にそういうことを申し述べる議員ですね、議員の方にやはり同時にね、自らも倫理的なあり方、これが求められているのではないかと思います。そのチェック基準を定めて、ちゃんと遵守する倫理条例というものが本市ではございません。そういう件についても議員同士でこういうことがなされたとき、我々議員もしっかりとそういうことを遵守しながらやっていかなければいけないなど、こういうことの話し、協議がありましたかどうかお伺いします。

- 議長（千田正英） 7番。
- 総務文教常任委員長（菅原久和） 今の伊藤議員からの質問ですけれども、議会基本条例の中の倫理条項について、当委員会でも議論したかどうかということだと思いますが、

その部分については委員会の中では倫理条例をどうするとか、議会基本条例をどうするとか、そういう話はございませんでした。

それと、文書で議長に提出する、これは議員必携の中にも書かれておりますし、それはそのとおりだと思います。ただ、ここ、私が総務文教常任委員長になってからは、文書を出したかと言われれば、今まで出してなかったのではないのかなというように感じております。ただ、議長が当委員会に所属している、了解しているということで、きていたというふうに思います。

それで20日の委員会につきましては、議員数の定足数、20日の日は委員構成は7名ですけれども、1人の欠席ということで定足数には達しているということで委員会を進めました。

それで、議事録についてはない、要するに書記を任命しておりませんので、議事録というものはないのではないかなと思います。ただ、事務局の方で書いていけば別ですけども…指名しなければならない、はい、そのとおりで、私の当日の記録のものは出しておりません。

以上です。

(「議事進行」の声あり)

(「休憩願います」の声あり)

○議長(千田正英) 暫時休憩致します。

午前 11時58分 休憩

午後 0時03分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開します。昼食のため、1時30分まで休憩致します。再開は1時半からでございます。

午後 0時04分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(千田正英) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長から、先ほどから協議しております件を整理したいと思います。

1つめは、9月20日の総務文教常任委員会の開催の件であります。14日の段階で報告書のまとめの会議を開催することが委員会で確認されており、日時、場所については

追って連絡となっておりましたので、委員長と委員の行き違いがあったものであります。委員長は協議会、委員は正規の委員会として開催との認識のずれがあり、会議を始めとする冒頭に、委員全員で協議会が正規の委員会かを改めて確認し、正規の委員会として開催しております。この委員会の開催については、私も正規の委員会と解釈しておりました。よって、会議は有効であったものと解釈しております。記録については事務局で録音しておりますので、作成するようお願い致したいと思います。

2つめは、委員会の附帯決議であります。このことは全国市議会議長会法制担当に確認しましたところ、ただいま議題となっておりますのは認定第1号でありまして、附帯決議は案件となっております。本会議で報告したいという範囲のものであるとのとらえ方であり。議題となっていないものに取り消しを求めるのは、削除を求めることはできないという解釈であるとの回答でありました。よって、議会として取り消しを求める委員会で自主的に削除されたと決定することはできないものであります。

3つめは、総務文教常任委員会の継続調査は、この度の認定第1号を掘り下げてとか引き続いてとかではなく、委員長から説明のあったとおり、所管の補助金について条例などには抵触していなくても、一般的な見方からすればどうだろうかというものを全般的におさらいをして、これらの補助金のあり方を探ったり、審査の糧になればというものであります。そのように調査内容ですので、いわゆる行き過ぎた調査にはならないと思います。委員会の固有の権限であることは、まずご理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

それでは、直ちに議事を進行したいと思います。

ほかに議案第61号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。10番。

○10番(佐藤義久) 6ページの5項ですけれども、下から2番目、主なものは国勢調査費にかかわるといふご質問がありまして、業者選定ということが言われておりますが、この業者については私の知っている範囲内では、特別な資格登録されておりましたが、官庁の仕事のみと理解しておりましたけれども、その辺の説明、委員長ございましたか。

○議長(千田正英) 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和）　ここで分割発注やジョイントということで発注してくださいという委員会からの市への要望という形ですけれども、これはいつも同じ業者が指名されている状況がありまして、その部分についてどのような形で業者を指名しているのかというような委員会での話はございました。指名の内容としましては、市の方の答弁では、市内業者が1業者あると。そして、あとは市外の4社が入って5社で指名をしているということで、選定においては資格および会社の体制なども勘案しながら選定していると。個人の事業主である調査士は対応できないという話でありました。

○議長（千田正英）　ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英）　これで質疑を終わります。

次に、認定第11号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。14番。

○14番（藤原典男）　その前にですね、私、動議を提出したいので、休憩をお願い致します。

○議長（千田正英）　暫時休憩致します。

午後　1時36分　休憩

.....
午後　1時41分　再開

○議長（千田正英）　会議を再開します。

14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男）　平成23年9月22日　潟上市議会議長千田正英様。

提出者、潟上市議会議員藤原典男。賛成者西村　武、賛成者藤原幸雄。

伊藤栄悦議員の潟上市監査委員の辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

中身なんですけども、伊藤栄悦議員の潟上市監査委員の辞職勧告決議。

伊藤栄悦議員は、潟上市監査委員という立場にありながら、平成23年9月22日の本会議場において、質疑の際、公金である補助金について「・・・5万円」という発言は決して許されるものではありません。よって、潟上市監査委員の辞職勧告を決議するものであります。

○議長（千田正英）　お諮りします。ただいまの動議を日程に追加したいと思いますけれ

ども、皆様方のご意見は、ご異議ありませんか。動議として取り扱うということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) それでは、この件につきまして直ちに議運を開催したいと思います。暫時休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 2時03分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開します。

【議会運営委員長の報告】

○議長(千田正英) ただいまの動議の件につきまして議会運営委員長からの報告をお願い致します。9番。

○議会運営委員長(戸田俊樹) ただいま議会運営委員会を開催し、先ほどの伊藤栄悦議員の潟上市監査委員の辞職勧告決議について、以下のように取り扱いを致します。

本日の日程の最後にこの辞職勧告決議について議題として取り上げ致します。その際、伊藤栄悦議員からの弁明もお願いするということで決定しました。

宜しくお願い致します。

○議長(千田正英) これで議会運営委員長の報告を終わります。

次に、認定第11号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第12号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第13号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第14号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、請願第2号、30人以下学級実現を求める意見書の採択についての請願書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。請願第2号については委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

暫時休憩します。

午後 2時06分 休憩

.....
午後 2時07分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開します。

委員長の方から追加報告を願います。

○総務文教常任委員長(菅原久和) 大変申し訳ございません。報告が漏れておりました。

それでは、請願第2号、30人以下学級実現を求める意見書採択についての請願書。

願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

○議長(千田正英) 請願第2号、30人以下学級実現を求める意見書採択についての請願書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。

討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。請願第2号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、請願第3号、「義務教育費国庫負担堅持及び国庫負担2分1復元」を求める意見書採択についての請願書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決します。請願第3号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、請願第3号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。陳情第5号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第7号、内部被爆から子供たちを守る給食対策に関する陳情書の質疑を行

います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。陳情第7号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号、学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。陳情第8号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第9号、潟上市新庁舎建設選定に関する要望の質疑を行います。質疑ありませんか。18番。

○18番(藤原幸雄) 委員長、どうも御苦労さまでございます。

この陳情の内容は、ここに掲げてありますように庁舎建設に関する内容でございますが、私もこのことにつきまして総務文教常任委員会の傍聴に行きましたところ、3人の方々の参考人を呼んで、それぞれの立場でご答弁されていたようでございますが、その中で委員長報告にありますように、潟上市のこのいわゆるグラウンドゴルフ場は、県内

でも一、二を争うくらいの素晴らしい施設であるということで、潟上市民はもとより全県的にも大変この定着をしていると。ですから、このグラウンドゴルフ場を何とか生かしてもらいたいという趣旨のことを申されたと思います。

しかしながら、後段にもありますように、本陳情は採決の結果、賛成多数とありますが、不採択された方々の理由はどのような理由であったのか、ひとつつまびらかにご紹介いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 賛成多数ということでした。それで、もう一つの考え方としまして、不採択ということではなくして、継続審査ということでお二人が継続審査ということをお願いしておりました。

（「理由は」の声あり）

○総務文教常任委員長（菅原久和） 理由ですか、これにつきましては、まだ庁舎の場所もまだ決まっていない状態で、ここでこの陳情書を採択することはできないというような意見でした。

○議長（千田正英） 再質問、18番。

○18番（藤原幸雄） 継続であったらですね、ここの報告書の中に書いてもらえば非常によくわかったと思います。ただ、採決の結果、賛成多数により採択されたという趣旨のことを書かれておりますので、私はよくわかりませんでした。

ところでお伺いしますが、このお三名の方々は先ほども申し上げましたように、一般愛好者からも大変喜ばれていると、そういう趣旨の陳情であったと思います。これを私ども議会は無視することによって市民の声を、言ってみれば言葉は悪いようですが、踏みにじったような感じに受け取られるような感じがしますので、委員長、この点についてどのような委員会の雰囲気、あるいは委員長のご所見なども踏まえまして、ひとつお伺いします。委員会の内容ですね、ごめんなさい、委員会の内容をひとつ、委員会の中でどういう具体的な審査をされたのかお伺いします。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 委員長の答弁としましては、一応この審査の経過と結果についてということで私の所見は申し上げられません。

それで、このグラウンドゴルフ協会のあのグラウンドゴルフ場における熱意、これは皆さん感じたことではないのかなと私は感じております。ただ、継続審査にしたいとい

うことにつきましては、いまだまだその場所が定まっていないということで継続にしたいということだったと思います。

○議長（千田正英） 再々質問、18番。

○18番（藤原幸雄） 最後ですが、採決の結果、賛成多数と書かれておりますが、差し支えなかったら何対何ぐらいで賛成多数ですか。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 採択すべきが4名、それに継続すべきが2名ということであります。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。1番。

○1番（中川光博） 委員長、ご報告お疲れさまです。

この陳情に関して、潟上市グラウンドゴルフ協会から参考人を3人呼び出して、しっかり議論していただいたということですので、とても私はよかったと思っております。

この報告書からちょっと伺われない点について、確認のために質問させていただきたいと思いますが、参考人でお呼びいただいた方が報告書によると潟上市グラウンドゴルフ協会の、多分リーダーの方3名お呼びいただいたと思いますが、今現在、潟上市には飯田川グラウンドゴルフ場、昭和グラウンドゴルフ場、天王グラウンドゴルフ場、この3つがあります。先に私たちに配付されました昭和のグラウンドゴルフ場を指定管理として管轄しています昭和総合株式会社の事業報告書によりますと、昭和のグラウンドゴルフ場のその利用者が昨年に比べて4,735名ほど減っているという報告をいただいていますけれども、今回のこの参考人を招いての意見聴取伺った中で、天王のグラウンドゴルフ場については随分愛着を持っていろいろ事業も進めているようですけれども、この昭和のグラウンドゴルフ場について、なぜこの1年間で、こうも利用者が激減したのか、あるいは今後、そのグラウンドゴルフ協会がこの潟上市の全体の協会として、どういうふうにもこのことについても取り組んでいくかと、飯田川、あるいは昭和のグラウンドゴルフ場も含めて、天王のグラウンドゴルフ場も含めて協会としてどういうふうにもっていきたいのかなど、こういうことの意味について総務文教常任委員会の中で意見聴取はありましたでしょうか、お尋ね致します。

○議長（千田正英） 7番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 中川議員の質問にお答え致します。

今、昭和のグラウンドゴルフ場につきまして、前年度比にしまして4,700の減少とい

うことでありますけれども、当委員会でその質問をしております。協会としてどういう対応をしていくのかということをお尋ねしておりますけれども、グラウンドゴルフ協会の副会長さんは、利用者数については把握していないと、要するにグラウンドゴルフ場の管理という形ではないのでわからないということでありました。

○議長（千田正英） 1 番。

○1 番（中川光博） よくそのあたりの事情、飲み込めました。特にこのグラウンドゴルフ協会につきましては、確か22年度は会員の方が471名の会員、利用者がほぼ3万5,000人ということで、大変交流人口の多い施設であることは間違いありません。多分グラウンドゴルフ場の皆様もこの報告にもありますとおり、様々な事業を行っておりますので、この天王のグラウンドゴルフ場の地域というのは直売所とか、あるいはサッカー場、いろんな施設がございますので、この3万5,000人の交流人口を失うというのは大変大きなことだと思いますので、私はやはりこの場所に限らず、きちっとこのグラウンドゴルフ協会がこの天王のグラウンドゴルフ場を中心に、しっかりとこのグラウンドゴルフ場のその成り立ち、利用者の皆さんも含めて、さらに交流人口を多くしていただきたいと思うのですが、グラウンドゴルフ協会の皆さんが飯田川、あるいは昭和、あるいは天王のその利用者人口も把握していないということを今伺いまして、やはりここもしっかり把握していただきながら、この全体として交流人口をどういうふうに増やしていくかというのは、大変今回のその庁舎建設の事態と絡め合わせまして大変重要なことですので、このあたりについてもう一度その委員会の中で、そのあたりの議論が、あるいは質問がなされたのかどうか委員長に伺っておきたいと思います。

○議長（千田正英） 7 番。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 今の質問につきましては、いずれ鞍掛沼、あそこのグラウンドゴルフ場については愛着があって、県内一、二を争うような素晴らしいグラウンドゴルフ場であると。したがって、代替地についてはグラウンドゴルフ協会では考えていないということは申しておりました。要するに、鞍掛沼のあそこのグラウンドゴルフ場は、是非とも残しておいていただきたいというお話はありました。それで、それが毎日のその一つの自分たちの楽しみである、生きがいであるということでありました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 私は賛成の立場から討論したいと思います。

○議長（千田正英） 反対の発言者いませんか。1番中川議員。

○1番（中川光博） 今回の陳情に対しまして、反対の立場から討論を致します。

今回の討論、採決の内容は、陳情に対して採択するという内容でしたが、私は継続審査すべきだと思っております。

ただいま審議にありましたとおり、この天王を中心とするグラウンドゴルフ場につきましては、今回の庁舎建設の大変重要な候補地、市役所当局が提示しました大変重要な候補地でもあります。現在、この新庁舎建設については、このBの候補地も含め、今、この議会も、議会の中でもしっかりとんでいる最中でございます。そういう点からも、しっかりと継続審査をしていただき、このグラウンドゴルフ場、今後ともどういうふうにしたらいいのか、このことについてしっかりと議論をすべきだと思っております。

○議長（千田正英） 中川議員の今の討論ですけれども、この討論は継続じゃなくて反対か賛成かの議論をしていただきたいと思っております。

○1番（中川光博） 今議長がおっしゃいましたとおり、継続するという立場から今回の陳情に対しては反対を致します。さっき総務文教常任委員長にも確認しましたとおり、このグラウンドゴルフ協会全体の飯田川、昭和、天王も含めた利用者、その他、あるいは今後の交流人口も含めて、このグラウンドゴルフ協会、あるいはグラウンドゴルフ場のあり方がどういう全体の構成を持って今後運営されるべきなのか、このことももっとも議論をして、しっかりと結論を導くべきではないでしょうか。そういう立場から今回の採択には反対を致します。

以上です。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 私は陳情第9号、潟上市グラウンドゴルフ協会から出されております潟上市新庁舎建設選定に関する要望について、賛成の立場から討論したいと思います。

この要望書は、簡単に言いますと、グラウンドゴルフ場を庁舎の建設の用地に使っていただきたくない、今までどおりグラウンドゴルフ場として使わせていただきたい、このような要望書でございます。私も総務文教委員の一人として、ほかの総務文教委員の方も質問をされましたけれども、参考人招致ということで会長さん、副会長さん、計3人

の方に質問を致しました。特に私はこういうことをお聞きしました。グラウンドゴルフにかける会員さんの思い、今のグラウンドゴルフ場にかける思いは、どういう思いがあるのか。それから、2つめは、条件がそろえばほかのところにそのグラウンドゴルフ場を移設してもいいのではないか、そのことについてもお伺いしました。「今、移設の問題については、まるっきり考えていない。」そのような回答でございましたけれども、グラウンドゴルフ場にかける思い、自分のグラウンドゴルフをやっている思い、このことについて会員の方からいろいろな声が寄せられました。「生きがい、人生そのものである。」、「腰痛、腰が痛かったけれども、やり始めたら健康によくなって腰が治った。引き続き健康のためにやっていきたい。」、そのようなことや、「これを行うことによってコミュニケーションの場が広がった。」、「雰囲気非常に良い。楽しめた。」、そういうことや、「グラウンドゴルフ場だけでなく、この場所。この場所が本当に私の人生にとってかけがえのない場所で愛着を持っている。これがなくなれば死ななければいけない。」そのようなことも申し上げておりました。十数年かけて作り上げてきた場所です。天気の良い日は毎日200人くらい集まるそうです。「小雨の日も集まってきてやっている。今、天王の方では毎月グラウンドゴルフ大会をやって、380人くらいも集まるときもある。土日は子供や家族連れでにぎわっている。」こういうことも言われました。県内でも、このような大きなグラウンドゴルフ場、県の大会もやっているそうです。そして帰りには温泉に入り、できたところの食菜館くららで、いろいろな野菜とかを買って行って、非常に経済的効果も大きいのではないかと、そのようなことも言っておりました。立地条件が非常によいところ、市民によるこの場所については、市民による候補地選定委員会でも候補地としては挙げませんでした。そしてまた、私は全員協議会の中で市長にもお聞きしました。この場所がもし候補地としてなった場合には、住民運動も起こすようなことも決議されておりますが、この住民運動についてはどう思われますか、このことについても市長ははっきり、住民運動を排してまでも、ここを候補地としては考えない、そのようなことでもございました。潟上市にとっては、このグラウンドゴルフ場、いろいろな意味で宝でございます。私はグラウンドゴルフ協会からの、この大事な要望については、願意妥当だと思ひ、この陳情に賛成をするものでございます。

以上で終わります。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。陳情第9号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。13番佐藤 昇社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 傍聴者の皆さん、午後からも、どうも御苦労さまでございます。

それでは、私から平成23年第3回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告をします。

1. 審査年月日 平成23年9月9日、9月12日、9月13日

2. 出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸作、岡田 曙、佐々木嘉一、佐藤 昇

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長

4. 書記 福祉保健部社会福祉課 伊藤香織さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款2項7目消防費県補助金658万円は、地震防災対策緊急交付金の内示によるものです。

17款1項1目特別会計繰入金は1,366万4,000円で、介護保険事業特別会計および後期高齢者医療特別会計への繰入金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項6目老人福祉費は87万1,000円の増額で、主なものは緊急医療情報キットをひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、身体障害者世帯に合計1,700個を配布するものであります。

4款1項2目予防費は364万3,000円の増額で、主なものは各種個別予防接種委託料にかかわるものです。麻疹の流行が懸念されるため、今年度のみ高校2年生相当383人に対して追加接種を行うものです。

5目環境衛生費は281万1,000円の増額で、主なものは放射線測定器購入にかかわるものです。

委員からは、放射線測定器の納入見込み、配置場所について質問がありました。当局からは、納入には3～4カ月を要する見込みで即納は難しい状態だが早期納入を交渉することと、天王、昭和、飯田川の3庁舎および追分出張所の計4カ所に配置予定であるとの説明がありました。

9款1項1目消防費は1,284万円の増額で、主なものは3月11日の東日本大震災において殉職された消防団員等の遺族に対する公務災害補償を行うための消防補償組合納付金です。

9款1項2目災害対策費は943万4,000円の増額で、主なものは発電機等の備品購入にかかわるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第62号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ90万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を37億647万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、11款1項3目償還金利子及び交付金で、前年度の精算に伴う療養給付費交付金返納金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第63号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ123万円を追加し、歳入歳出の総額を2億4,919万8,000円とするものです。

歳出の主なものは、3款2項1目一般会計繰出金で、前年度の精算に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第64号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ5,673万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を28億1,652万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、7款1項2目償還金利子及び割引料で、前年度分の負担金等の確

定による返還金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

12款1項2目民生使用料の主なものは、プラザの湯使用料721万8,600円です。

2項2目衛生手数料の主なものは清掃手数料で、ごみ処理手数料7,271万6,620円です。

13款1項1目民生費国庫負担金の主なものは、子ども手当負担金で4億995万4,665円です。

13款2項2目民生費国庫補助金のうち、4節老人福祉費補助金1,032万3,000円はグループホーム施設に対するスプリンクラーの設置に伴う補助金です。

13款1項1目と14款1項1目の国保保険基盤安定負担金は合計1億2,465万2,997円で、国保税の軽減世帯に対する国・県の補助金および負担金です。

14款2項3目衛生費県補助金の主なものは、母体健康推進支援事業費補助金546万3,000円および子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金625万3,000円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款8項2目きめ細やかな臨時交付金事業費（高齢福祉課分）の主なものは、ことぶき荘の改修工事費946万4,700円です。

3款1項2目障害者福祉費の主なものは扶助費で、特別障害者・障害児福祉手当3,126万5,240円、介護給付費・訓練等給付費3億9,211万1,377円です。

3目福祉医療給付費の主なものは扶助費で、福祉医療費2億2,136万2,475円です。

3項2目生活保護扶助費の主なものは生活扶助費2億6,627万1,525円、医療扶助費4億3,535万6,398円です。生活、医療の両扶助費が全体の88%を占めています。

4款1項2目予防費の主なものは各種予防接種委託料2,755万3,585円、新型インフルエンザ委託料2,759万8,400円です。

委員からは、委託料の不用額が多いことへの質問があり、当局からは、インフルエンザの流行が少なかったこと、ワクチン不足や他県で予防接種による死亡事故が発生したことから接種取りやめなどの事態が発生したことが大きな要因という説明がありました。

3目母子保健費の主なものは委託料で、妊婦健康診査委託料1,703万7,090円です。

4目成人保健費の主なものは委託料で、健診委託料2,192万929円、がん検診委託料2,376万8,697円です。

2 項 2 目廃棄物対策費の主なものは、ごみ収集にかかわる委託料で、一般ごみ収集業務4,397万4,000円、資源ごみ収集業務3,180万4,920円です。

3 目クリーンセンター費は、修繕料3,410万5,462円、粗大ごみ処理施設運転管理業務委託料3,036万6,000円等です。

4 目最終処分場費の主なものは、各種分析測定業務委託料582万1,200円です。

委員からは、最終処分場の残余容量および今後の見通しについて質問がありました。当局からは、最終処分場について残余容量算定の結果、残余容量は1万7,818m³で、現状のままでは平成30年3月末で満杯となる見込みのため、クリーンセンターの延命化計画と併行して早期に検討していきたいという説明がありました。

9 款 1 項 1 目消防費の主なものは、分団車庫改築工事に係る工事請負費1,269万9,750円です。その他、湖東地区及び男鹿地区行政一部事務組合への負担金等です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第2号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額38億8,010万5,261円に対し、歳出総額36億3,476万8,383円、差引額は2億4,533万6,878円となります。

平成22年度は旧3町の税率を統一し、市民の負担を最小限に抑えるため、今までより低い税率としております。保険給付費が見込みより少なかったことなどにより大きな影響はありませんでした。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款国民健康保険税は、収入済額7億1,097万2,987円、収入未済額5億783万4,443円、不納欠損額は943万2,900円となっております。収納率は、現年度分は86.68%で、前年対比1.07%の減となっております。滞納繰越分は16.39%となっております。保険税は歳入全体の18.3%、その他、国・県の補助金および交付金が63.1%の構成となっております。

歳出の主なものは、2 款保険給付費の23億9,980万4,967円で、歳出全体の66%を占めております。不用額の主なものは、医療費が見込みより少なかったことによるものです。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第3号、平成22年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額274万3,767円に対し、歳出総額は263万7,376円、差引額は10万6,391円と

なっております。

本制度は、平成20年度に後期高齢者医療制度へ移行されておりますので、老人医療費の過年度分の精算となっております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第4号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額2億4,559万2,290円に対し、歳出総額は2億4,423万9,297円、差引額は135万2,993円となっております。

被保険者数は4,413人で、昨年度より140人増加しております。このうち3,210人が保険料軽減者となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額が1億4,626万233円、収入未済額243万9,221円で収納率は98.5%となっております。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合負担金の2億2,286万1,521円で、保険料および保険基盤安定負担金を秋田県後期高齢者医療広域連合会へ納付するものです。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額27億9,555万4,461円に対し、歳出総額27億199万1,678円、差引額は9,356万2,783円となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款保険料は、収入済額4億5,458万4,127円、収入未済額1,474万5,321円、不納欠損額は946件の534万6,656円で、時効による未済となっております。収納率は、現年度分80.4%、滞納繰越分7.1%となっております。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款保険給付費は24億8,710万5,961円で、前年度比5.0%の増となっております。

1項1目介護サービス給付費は22億1,887万5,068円で、主なものは居宅介護サービス給付金8億4,232万4,971円、施設介護サービス費9億6,189万2,576円となっております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額2,530万7,581円に対し、歳出総額も同額の2,530万7,581円となっております。歳入の主なものは、1款1項1目有線使用料です。

歳出の主なものは、2款1項1目修繕料で、平成22年8月24日の落雷被害による修繕に対するものです。

3款1項1目償還金利子及び割引料は元金の償還金1,750万円で、平成23年度で完済となります。

本事業は平成22年10月1日より指定管理者制度へ移行されておりますので、過年度分の精算となっております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、陳情第4号、「地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書」の採択等を求める陳情書。

本件については、消費者の安心な生活を確保するために地方消費者行政を充実させるという観点から、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第6号、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について（お願い）。

本件については、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用・再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。18番。

○18番（藤原幸雄） 佐藤委員長、どうも御苦労さまでございます。

私から2ページの上段ですね。報告書の2ページ、いわゆる放射線の測定器、これが納入時期が急いでも3～4カ月はかかるという、この非常に難しい状態だということで理解をしておりますが、残念ながらこれ、6月議会に提案され、そして否決されたわけでございますが、あのとき6月議会のあのいわゆる臨時議会ですか、臨時議会のときに可決していれば、ほとんど今頃使えるのではなかったかなという私の考えでございますけれども、この点につきまして委員会では何か、何と申しますか議論というかお話されましたか。その点についてお伺いします。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 18番藤原幸雄議員にお答えをします。

藤原議員おっしゃるとおり、先の臨時議会で庁舎建設の関係の絡みと一緒に不採択さ

れたという結果になりまして、大変残念に思っております。ご承知のように、あのとき採択しておれば、もう何箇月は早く納入できまして、この点につきまして当局でも大変この放射能絡みの今、問題になっておる状態でございます、今、県との、あるいは国との放射線の数値等、潟上市でも発生しないかどうかということを経営全般にわたって精査しておるところでございます、結果的には今報告ありましたように、いくら頑張っても3～4カ月かかっているということでございます、それまでいわゆるそれじゃあどうなるのかということでしたが、当局におかれましては鋭意県との密接な連携をとりまして情報公開を努め、未然な防止策を図っていきたいという内容でありましたので、ご報告申し上げます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

次に、議案第62号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 22年度の国民健康保険事業の会計を認定をしておるわけですが、しかしながら単年度の実質収支は703万9,000円の減でございます、昨年の委員長報告によると、税率を統一したが、その影響はそんなになかったという報告をされておりますけれども、繰越財源はあるけれども実質収支はマイナスと、さらにはインフルエンザのいろんな問題からワクチン不足や他県では予防接種による事故が発生し、接種しなかったということがあった場合に、単年度の収支がこのように赤字の中で税率を引き下げをし、これを悪いとは言いませんが、見通しの甘さがあるのではないかと思うわけです。さらには、一般会計からの繰り入れが昨年より5,454万円増額しているわけで、2億8,971万6,000円を繰り入れをしていながらもこのようになっているという現状からすると、今後の交付税のあり方が税率統一という名のもとに大変なことを抱えているのではないかと思うわけで、そしてさらには収納率が昨年より1.07%減をし、86.68%という、これに対する地方交付税の歳入も交付金も少なくなっているという現状をどうとらえて、どのような論議、質疑をしながら認定されたか、経過と経緯を説明してください。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 9番戸田議員にお答えを申し上げます。

国民健康保険の特別会計のことですが、大変厳しい状態であるという現状は議員もご承知のとおりだと思います。

潟上市としましては、国民健康保険が非常に高いということ踏まえまして、大変厳しい中、ぎりぎりのいわゆるラインでその税率を引き下げたと、要望等もありまして実施をしました。今現在大変厳しいわけですが、市民からは少しでも軽減があったという声もありまして、そういう点では行政サイドで相当工夫しながら、苦労しながら、いわゆるこの事業を進めておるということでございます。

単年度の実質のいわゆる赤字だということなわけですが、国保事業は要するに49億円、50億円近いほどのいわゆる財源を要する事業でございます、1億、2億などは当然やはりやりくりするために国保連合会とのいわゆる納付などの絡みはありまして、それ相当の財源を繰り出ししたり用意しておかなければいけない現状下でもあるということではございますが、いずれ厳しい状態だということでございます。

収納率が低いということでございますが、これは税務課と連携をとりまして、主にその収納の業務は税務課で行っているわけですが、皆さんご承知のように公売ネットなど

いろいろ手法を凝らしてやっております。この収納率の悪いところで県にも派遣しまして、秋田県は全体で連合を組んで、今、全県の収納を上げるような状態に本市からも1名職員を派遣されるということで、大変この徴収の結果は余りよろしくないわけですが、まず税の公平、市民の生活の状態を考えて、ぎりぎりのいわゆる徴収をしておるということをご理解願いたいと思いますし、そのような現状でございます。

以上であります。

○議長（千田正英） 9番、再質問ありますか。

○9番（戸田俊樹） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成22年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。11番小林 悟議員。

○11番（小林 悟） 委員長、御苦労さまでした。

ここの中に時効による未済と書いておりますけれども、こういう時効というのはどのくらいの期間を考えておりますか。それと、中身についてももう少し説明願いたいと思います。

○議長（千田正英） 13番。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 11番小林議員にお答えします。

介護保険の時効ということですが、ご承知のように保険料の時効というものは、税の時効は5年ですが、料というものは2年ということが時効になっておりまして、その概略については主要成果表に詳しく記載しておりますので、後でゆっくりご覧になってい

ただきたいと思いますが、実際は生活困窮者、それから行方不明者、その他資産のないものということで徴収ができないということで不納欠損をしたという当局の説明でございました。

以上です。

○議長（千田正英） 11番、再質問ありますか。

○11番（小林 悟） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第4号、「地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書」の採択等を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。陳情第4号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第6号、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。陳情第6号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

暫時休憩します。再開は3時15分とします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。10番佐藤義久産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長(佐藤義久) 平成23年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成23年9月9日、12日、13日
2. 出席委員 伊藤栄悦(9日、12日欠席)、大谷貞廣、菅原理恵子、澤井昭二郎、戸田俊樹、藤原幸雄、佐藤義久
3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課局長
4. 書記 農業委員会 坂本悦子さんを指名してございます。
5. 審査の経過と結果

議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)について。

歳出について主なものを申し上げます。

6款1項3目農業振興費は258万1,000円の増額で、主なものは潟上農業生産力向上事業費補助金で、農家に対し農機具や農業設備等の購入費の補助金です。

7款1項2目観光費は309万2,000円の増額で、主なものは備品購入費で、食菜館くららに冷蔵ショーケース2台とアグリプラザ昭和にベビーカー2台を購入するものです。

委員から、冷蔵ショーケース購入理由について質問があり、当局からは、販売品目の増加と加工品が多く出品されるようになり、それに伴い冷蔵ショーケースが不足してい

るとの回答がありました。

8款2項2目道路新設改良費は247万5,000円の増額で、主なものは近年の豪雨により冠水が発生している飯田川下虻川俣ノ内地区雨水対策工事調査の委託費です。

8款4項2目公園費は265万円の増額で、主なものは公園維持補修工事費で、鞍掛沼公園展望塔1階西側外壁雨漏りによる外壁補修工事費です。

8款5項1目建築住宅総務費は1,131万円の増額で、住宅リフォーム補助金です。

2目住宅管理費は932万7,000円の増額で、主なものは山神南団地1棟の基礎の沈下による不等沈下補修工事と大久保駅南団地の室内換気量不足による換気口設置工事です。

委員から、不等沈下は当該住宅以外はないのかとの質問があり、当局からは、ほかはないとの回答でありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第65号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ209万6,000円を増額し、総額を1億5,986万7,000円とするもので、歳出の主なものは、羽立地区処理場の破砕機用ドラムキャスティング交換費用です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第66号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ546万5,000円を増額し、総額を12億28万8,000円とするもので、歳出の主なものは公課費で、消費税額確定申告に伴う中間納付分を含めた追加分です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第67号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

収益的収入に99万3,000円を増額し、事業収益を5億5,140万3,000円とし、収益的支出に6万9,000円を増額し、事業費用を5億1,157万7,000円とするもので、主なものは、県事業の豊川河川改修工事に伴う送水・配水管実施設計業務委託による受託工事収益と受託工事費です。

資本的支出に126万円を増額し、総額を8億765万9,000円とするもので、主なものは、配水本管J R男鹿線横断実施設計委託料1,080万3,000円と前年度繰上償還に伴う企業債元金償還金954万3,000円の減額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について主なものを申し上げます。

12款1項6目土木使用料7,805万9,936円の主なものは、道路占用料754万3,870円、鞍掛沼公園施設使用料161万8,020円、市営住宅使用料6,886万7,021円です。

委員から、市営住宅使用料滞納対策について質問があり、当局からは、電話と文書による納付指導や分納確約書の提出、保証人への連絡等を行っているとの回答でありました。

13款2項1目総務費国庫補助金4億7,402万5,000円のうち、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金1億7,571万8,000円は、食菜館くらら関連の交付金です。

13款2項4目土木費国庫補助金7,618万8,000円の主なものは、社会資本整備総合交付金7,020万円で、道路舗装や橋梁長寿命化計画策定等にかかわるものです。

13款2項6目農林水産業費国庫補助金476万7,000円の主なものは、水産物供給基盤機能保全事業費補助金358万7,000円で、天王漁港施設の機能診断を含む機能保全計画策定にかかわるものです。

14款2項4目労働費県補助金4,863万326円は、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金です。

14款2項5目農林水産業費県補助金2,096万2,148円の主なものは、農業委員会交付金358万1,000円、今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業費補助金500万6,000円、えだまめ日本一産地条件整備事業費補助金320万8,000円です。

14款2項6目商工費県補助金3,600万円は、ペレットボイラー整備事業費補助金です。

19款3項1目貸付金元利収入3節の預託金元利収入8,000万円は、中小企業振興融資預託金です。

19款5項5目雑入の主なものは、鞍掛沼公園光熱水費等負担金1,645万708円、都道府県フットボールセンター整備助成金7,500万円です。

歳出について主なものを申し上げます。

2款1項16目地域再生事業費5億979万2,246円の主なものは、農山漁村活性化施設整備工事（食菜館くらら関連工事）4億1,312万5,125円です。

2款8項4目きめ細かな臨時交付金事業費（産業課分）1,522万7,240円は、ブルーメッセ施設改修工事550万5,290円、農村婦人の家改修工事費933万8,700円です。

2款8項5目きめ細かな臨時交付金事業費（都市建設課分）1億263万2,450円の主な

ものは、道路改良工事4,130万4,050円、公園改修工事費4,572万5,400円です。

2款8項6目きめ細かな臨時交付金事業費（上下水道課分）1,229万1,300円の主なものは、水道事業会計繰出金781万2,000円、下水道事業特別会計繰出金348万7,050円です。

2款9項2目きめ細かな交付金事業費（都市建設課分）3,650万円は、追分下出戸線雨水排水処理にかかわる設計および工事費ですが、平成23年度に全額繰越しとなっています。

4款1項8目水道事業費5,798万7,969円の主なものは、水道事業会計繰出金です。

5款1項3目緊急雇用創出臨時対策基金事業費4,895万4,807円の主なものは、8事業59名分の賃金です。

6款1項農業費3億6,270万9,829円の主なものは、3目農業振興費の今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業費補助金650万7,000円、潟上農業生産力向上事業費補助金676万6,100円、4目農地費の県営土地改良事業負担金2,619万1,000円、6目農業集落排水事業費の農業集落排水事業特別会計繰出金1億4,634万4,000円です。

7款1項商工費2億118万2,697円の主なものは、1目商工振興費の商工会補助金1,900万円、2目観光費のペレットボイラー設置工事費3,684万5,550円です。

8款2項道路橋梁費3億2,044万7,764円の主なものは、1目道路維持費の除雪委託料1億1,476万4,574円、2目道路新設改良費の道路改良工事費1億611万9,300円です。

8款4項都市計画費9億2,702万3,895円の主なものは、2目公園費の施設保守管理委託料6,701万8,050円、3目公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金5億7,813万7,000円、4目フットボールセンター整備事業費のフットボールセンター整備負担金1億4,100万円です。

委員から、フットボールセンターの今後必要となる修繕については市が実施することになるのかという質問があり、当局からは、市の施設であることから市が修繕することとなるが、公認サッカー場でもあり、県サッカー協会と協議しながら進めていくとの回答がありました。

8款5項住宅費9,502万5,352円の主なものは、1目建築住宅総務費の住宅リフォーム補助金6,730万7,000円、2目住宅管理費の団地維持補修工事費1,382万6,400円です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第7号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は1億8,067万8,469円で、主なものは、農業集落排水施設使用料と一般会計繰入金および農業集落排水事業債です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は1億6,823万5,069円で、主なものは4施設の維持管理にかかわる光熱水費と保守管理委託料および公債費です。大崎地区処理場は平成22年11月1日に公共下水道に接続替えしています。

委員からは、滞納対策について質問があり、当局からは、督促状・催告状の発送、不動産の差押えを実施しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は13億6,730万6,331円で、主なものは下水道使用料と国庫補助金および一般会計からの繰入金、下水道債です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は13億631万7,086円で、主なものは流域下水道維持管理負担金と事業費および公債費です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第9号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は580万6,299円で、主なものは使用料と分担金と一般会計繰入金および繰越金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は542万5,388円で、主なものは合併処理浄化槽の施設保守管理委託料です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第10号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は1,005万9,836円で、主なものは財産売却収入です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は946万3,730円で、主なものは財政調整基金積立金です。

委員から、立木補償金と地役権設定補償金について質問があり、当局からは、立木補償金については、送電線張替えによるヘリポート場貸付に伴う補償金で、地役権設定補償金は、既設の送電線下に今回新たに線下補償として契約したもののとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第15号、平成22年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

収益的収入および支出について申し上げます。

事業収益の決算額は5億7,313万8,611円です。事業費用の決算額は5億516万8,368円で、不用額は2,993万1,632円です。主なものは、委託料と修繕費及び薬品費です。

資本的収入および支出について申し上げます。

資本的収入の決算額は8,497万1,647円です。資本的支出の決算額は3億5,390万3,960円で、主なものは株山地区配水管布設工事や取水施設等の設備更新の伴う経費と新追分浄水場土地購入費および立木損失補償費などの建設改良費1億846万5,246円と繰上償還金4,771万円を含めた企業債償還金2億3,694万4,172円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,893万2,313円は、損益勘定留保資金等で補てんされております。

委員からは、新追分浄水場用地の購入価格について質問があり、当局からは、不動産鑑定評価額平米単価1,200円で1万4,999.99㎡購入したとの回答でありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

請願第1号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置についての請願書。

漁業のコストに占める燃料費のウエイトは極めて大きく、燃油価格の高騰によるコストの上昇、魚価の低迷による収入減と、漁業経営は深刻な事態に陥っているため、軽油引取税の免税措置が廃止されると漁業経営は一段と圧迫され、廃業に追い込まれかねません。消費者に国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が必要であり、軽油引取税の免税措置は不可欠な措置であります。

以上のことから、本件の請願について全会一致で採択することに決しました。

請願第4号、米の先物取引試験上場の中止を求める請願書。

農水省が認可した米の先物取引の試験上場が8月8日から始まりました。米の先物取引は投機家によるマネーゲームの舞台になり、米価乱高下を引き起こします。米価乱高

下のもとでは、米作りも中小の米業者の経営も成り立たず、消費者にとっても主食の安全と安定供給が置き去りにされ、国産米が手に入りにくくなるなど、安心して米を食べることができなくなる可能性があります。主食をマネーゲームでもてあそぶ米の先物取引は直ちに中止することが求められます。

以上のことから、本件の請願について全会一致で採択することに決しました。

なお、当委員会に付託された案件の審査終了後、水道局長兼上下水道課長より説明があり、秋田市金足4地区給水区域編入について、平成23年9月6日付けで穂積秋田市長より石川潟上市長に対し給水区域編入に関する協議について依頼文書があり、9月21日開催予定の秋田市議会建設常任委員会において秋田市水道局が説明予定の金足4地区の給水区域編入について内容説明がありました。

既設水道施設の買い取り費用は1億9,378万円で、これは決定価格ではなく事務レベルでの協議結果に基づき算定された額で、今後のスケジュールにおいて秋田市と潟上市で平成24年3月に資産譲渡に関する協定締結が行われる場合には、「潟上市水道事業等の設置等に関する条例」の一部改正が必要になるとの報告がありました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 委員長、宜しくお願いします。

1ページの6款1項3目ですけれども農業振興費、潟上農業生産力向上事業費補助金ということで、農家に対し農機具や農業設備等の購入費補助金という報告ありますけれども、対象となる農家、どのような農家なのか、それから件数、説明ありましたら宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 戸別所得補償推進費補助金34万6,000円は、制度の推進にかかわる補助金で、飯田川、昭和および天王の農業生産協議会へ補助するもの。それから、6款1項3目。61号ですか。もう一回質問をお願いします。

○14番（藤原典男） 農業振興費ということでありましてけれども、主なものは潟上市農業生産力向上事業費補助ということ、農家に対して農機具や農業設備等の購入費補助金と書いてありますけれども、対象となる農家がどのような農家なのか、それとあと件

数ということでお聞きしました。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 当局の説明では、潟上市の水田が3,102.74haで、事業者は…違うな、これえだまめだ。天王が1件、昭和…天王が…ちょっと整理を。

○議長（千田正英） 対象者が何人ですか。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 258万1,000円の増額ですよ。それで、農家に対する補助金、これが所得補償推進協議会費が34万6,000円、同制度の推進にかかわる補助金で、昭和、飯田川および天王農業再生協議会へ補助するものです。こういう説明を受けております。予算の内訳は、水耕栽培機械が5セット、内装資材、それからパイプハウス、管理機3台…。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時51分 休憩

午後 3時52分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 支出済みはハウス13棟、動力噴霧器1台、水耕栽培器6セットで、対象件数というのは非常に対象要件が難しいと私は感じております。一つは、水耕栽培を行っている場合、生産数量目標に即した生産を行っている者、それから二つめは、市農業委員会の農業台帳に記載されている者、3番めには終年で作物を生産、出荷すること、4番めは機械施設等は更新でないこと、5番めは導入した機械、施設、農業共済に加入すること、6番めは整備に関しては実施主体が所要権限または使用権限を用する土地であり、かつ地目が田んぼ・畑、こうした対象要件がございまして…ということで、今アドバイスありましたが、対象件数は説明されておらなかったと思います。面積等、対象面積とか。

○議長（千田正英） 14番、再質問。

○14番（藤原典男） 対象となる農家は、ちょっと早口でメモを取れなかったんですけども、大体わかりましたけども、対象件数については説明はあったと思うんですけども、そのあたりもうちょっとどうなんでしょうか。

○議長（千田正英） 9番戸田俊樹議員。

○ 9 番（戸田俊樹） 藤原さんから258万1,000円の説明を受けたんですけども、この中には戸別所得補償の補助金34万6,000円と、えだまめ日本一の補助金が7,000円の潟上市農業生産力向上事業費補助金206万円あるわけです。さらには環境保全型農業直接支払交付金が16万8,000円あるわけで、これは予算書を見ればおわかりですけども、その中で206万円が一番大きいものについては先ほど委員長が報告したとおりパイプハウス10棟、それから水耕栽培セット6セット、さらにはその他少しありますけれども、環境保全型農業直接支払交付金については、豊川地区の5.8haに対する助成であるということと、これには市の負担分と、さらには国・県の負担分もあるんだということの説明は受けました。ですから、何戸に対してどういう施設をとということではなくて、こういう設備に対するものの説明があったということですので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（千田正英） 再々質問ありますか。14番。

○ 1 4 番（藤原典男） そういうことであれば了解致しました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○ 1 7 番（堀井克見） 佐藤委員長、御苦労さまでした。

3回の質疑よりできないので、何点かまとめて質問しますか、それとも一問一答でいきますか。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 一つずつお願いします。

○ 1 7 番（堀井克見） 一つずつ、そうですか、ありがたくそうすれば一つずついきましょう。

まずそうすれば1点めですが、1ページ、今、委員長報告の中で観光費の中で309万2,000円というのが補正されております。この中身は食彩館くらの冷蔵ケース2台、あるいはアグリプラザ昭和、ベビーカー2台と、これ恐らくそれぞれあるわけですが、特にこの食彩館くらら、5月に実質オープン致しました。5・6・7・8、約4カ月なったわけなんですけど、既にですね、既に販売品目の増加と加工品が多く出品されと、要は当初の計画はどれぐらい見込んで冷蔵ケースを準備されたのか。4カ月経ったか経たないかの段階で、既にそれぞれの品目が増えちゃって、新たにそのショーケースを買わざるを得ないという状況に至ったということは、当初の計画はどうであったのか。その後、どれぐらいの変化があって、今回新たな冷蔵庫の購入に至ろうとしているのか、この点について明確にお答えをいただきたいと思えます。

じゃあ1点ずついきましょう。それをお願いします。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 18節のくらの多段型のショーケースとかと説明を受けておりますけれども、当初予算については質疑はしておりません。説明では、出品が多くなってきて、冷蔵庫が不足しているので追加の必要があると、こういうので前向きに私ども認めております。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 佐藤委員長、私、当初予算とは伺っておりません。念入りな計画を立てて、鳴り物入りで食菜館くららというのは連休前後にオープンされましたよね。これはご承知かと思います。その後、三、四か月も経たないうちに品物が多く出品されてうんぬんで、新しい冷蔵庫のケースが必要になったと。だとすれば、初期の当初のビジョンがどうだったのか、計画が、そしてもう3か月も、100日も経たないうちに、こういう補正と。経営は、少なくとも社長が副市長になっていきますけれども、税金ですからね、当初のビジョンがきちっとしていれば、少なくともやはり1年ぐらいはこういう備品類はきちっとフォローできるという計画、ビジョンのもとでスタートするのが、私は通常ではないかなというものの考え方の中で、3か月足らずの中でこういう補正が発生したというものは、当初と比べていかな変化があったのか、それをご説明願いたいと、こういうことなんです。いかがですか。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 堀井議員おっしゃるとおり計画がどうだったのかということが私も考えますけれども、説明では、くらはオープン3か月经過、出荷組合員も当初の151名から161名（7月末）に増加したことや、夏野菜の増加による漬物等の加工品も増えている状況にありますと。こうした状況を踏まえ、商品の配置替えなどを行い対応しているものの、冷蔵ショーケースが不足しており、出荷組合から強い要望もありますと、こういうことで補正するというような説明でありました。

以上です。

○議長（千田正英） 再々質問。17番。

○17番（堀井克見） そうすれば、出荷組合から強い要望があったと。これからもそうすれば出荷組合とか関連団体から要望があれば、どんどん税金の出動をしていくというとならえ方をしてよろしいんですか。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） それにつきましては、補正を当委員会に付託され、審議する場合に、必要なことになると思いますので、判断は今どうだこうだということ私はできません。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） そうすれば、よくわかりませんが、一生懸命答弁しておりますので、一応。わかりませんと、私がわかりませんと。あなたは一生懸命答弁していますが、私はわかりませんが、よしとしましょうと。

いいですか、もう一つは2ページなんですけど、2目の住宅管理費というのが932万7,000円の補正されています。これは山神の団地、住宅ですよ。基礎の不等沈下の補修工事と大久保駅前の団地の換気口と、この換気口はよろしいんですが、その住宅、いわゆる市営の住宅が不等沈下したと。これでは内容がわかりませんので、いつ頃建設された住宅、建物なのかということが1点、それから、その原因は何なのか、原因がなければ状況というのは惹起してこないの必ず原因があるはずですよ。その原因は何なのか。やはり数百万円という、言ってみれば基礎が下がったということでしょう、地盤沈下したということは。これはやはり重大なことなので、2点めは原因は何なのか。3点め、ほかはないとの回答はありましたと、ほかはないということは、ほかの建物、物件をどのように調査して、ないという結論に至ったのかと、その3点めですね。それです。それ3点お答えください。調査しないでないということはあるはずですので、どういう調査をされたのか。そうすれば予算というのはどこにあったのか、その調査するための、そこらも含めてひとつ以上3点お答えください。

○議長（千田正英） 10番佐藤義久産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 建物、この対象建物といいますか不等沈下のあった建物ですが、昭和58年に建設されたものと伺っております。それで、これは入居から退去していく段階で、家の玄関の戸、開かないよ、開きにくいよというような伝達があって調べたところ、基礎が下がっておったと、こういうことで、その内容を調べてみましたら、どうも昔、水路とか河川とかあったようで、その家の部分だけ下がっておったと。あとほか、測ったとか測らないとかという説明はございませんでしたけども、恐らく目視したと思うんですけども、そのほかの建物については異常がなかったということの説明でありました。不等沈下というのは基礎が最大12cm下がっていたということで、現

状での入居困難であることから改修が必要と、こういう説明をいただいております。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 委員長、御苦労さんです。

1ページの下から2行めで、8款2項2目の道路新設改良費247万5,000円の増額ということで、主なものは飯田川下虻川俣ノ内地区の雨水対策ということの委託費だということで2ページの方にありますけども、今後これは予算化しまして改良に当たると思うんですけども、そこら辺の方針がどのような説明を受けたか、審議されましたか、お伺いします。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 俣ノ内の状況については、今、藤原議員と同じように私も聞きましたけど、これは今後の工事の、どういうあんばいにすればいいかという調査をするための委託費ということで、どの辺から水が集まってきてという調査をする段階です。今後の方針、方策といたしますか、については、後に調査委託をしてから検討すると、こういうことになると思います。そういう説明でした。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を

行います。質疑ありませんか。15番。

○15番（西村 武） 委員長報告の3ページです。22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定ということで、この市営住宅使用料ですけれども、これは毎年滞納額が増加しているわけでございまして、ここに電話と文書による納付指導や分納誓約書の提出なんてこう書いておりますけれども、その横に保証人への連絡等を行っていると書いてありますので、その保証人はどのような連絡をして役割を果たしているものかですね。そしてまた、どのような成果を上げているものか、その辺についての当然委員会では協議があったものと思いますので、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 使用料の収納率を上げる手だてということで質問も委員からされております。その改善。使用料については3カ月未納の場合、水道料金を納めなければ給水停止とか、税の場合は差押えを行うということがありますけれども、住宅の場合は強制的なことはできない、こういう考えもありまして、過去には弁護士を立てて裁判したこともありましたと。確かに効果は上がったことから、そのようなことも今後考えていかなければいけないという効果。保証人等々については、保証人の居所が不明な方もあったようでして、そういう説明は特にこれからどうするこうするというよりも、手だてを考えながら、あの手この手でやっていかなければいけないということではありました。

以上です。

○議長（千田正英） 再質問、15番。

○15番（西村 武） 今、委員長からは保証人も行方不明であるという回答をいただいておりますけれども、ここでは保証人等へ連絡を行っているという回答をしておりますので、要するに保証人というものは、結局その役割というものの、例えばその入居者が支払いできないというときにその保証人からご足労をいただくとか、あるいは立て替えをしていただくとか、そういう働きかけがあったのかどうかというようなことを当然これは審査しなきゃならないのではないかと思いますけれども、その辺について委員長はどのようにお考えか。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 質問になかったようですが、13団地413戸の住宅使用料で、現年度409戸の収納率は87.16%、滞納は77戸、滞納繰越分の収納率は13.81%、

滞納者は64戸、不納欠損は2戸、この2戸が入居者死亡、親族および連帯保証人の居所不明と、こういう説明を受けております。よろしいですか。よろしくないですか。

○議長（千田正英） 15番、再々質問。

○15番（西村 武） だからね、ただそれはわかりますけれども、連絡を行っているというので、じゃあ連絡を受けた保証人は、どのような保証人の責任として動いたか、このあたりをどのように審査をしたかと聞いていますので。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 電話連絡、郵送連絡をして効果は上がったことから、今後もそういうことをしていかなければいけないということで、これまで以上、強制的なことはできないのでという形の中での過去に弁護士を立てて裁判したこともありましたという説明ですから。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。16番鈴木斌次郎議員。

○16番（鈴木斌次郎） 5ページの4目、ちょうど中間あたりですね。8款4項4目フットボールセンター整備事業のフットボールセンター整備負担金1億4,100万円です。このことについて、これは秋田県サッカー協会の工事費の負担金だと思いますが、この件について、この1億4,100万円の中身は、確か人工芝とかナイターということでしたが、この負担金のサッカー協会の用途など、どのような形で使っているのか委員の方からは質問がありませんでしたでしょうか。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 今ご質問の款項目のところでも議論されておりますけれども、おっしゃるように、この4目は人工芝、照明灯、クラブハウス整備および各備品購入ですが、今ご質問のフットボールセンターの運営といいますか、そちらの方は前の項目の8款4項2目でたくさん質問出ております。光熱費が多いのは…。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 4時13分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 誠に申し訳ないのですが、私メモしてございません

で、戸田委員から詳しくお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） それでは説明申し上げますけれども、1億4,100万円の内訳は、人工芝8,030㎡の整備や夜間照明の14基や購入料の負担金等ありますし、さらにはクラブハウスの建設に伴う設計委託料等々いろいろ含んでおりますし、備品用品ならびにそのようところがこのような形でなっているということで、ほとんどがフットボール協会の方での発注事業のための負担金でございます。

○議長（千田正英） 16番。

○16番（鈴木斌次郎） 今の説明は、1億4,100万円以外の都道府県フットボールセンター、これは19款5項5目の雑入の方で、都道府県フットボールセンター整備助成金7,500万円のうち、クラブハウスとか備品とか購入料負担金諸々がこの7,500万円の中で処理していると思いますが、1億4,100万円というのは、あくまでも秋田県サッカー協会に市が負担している金額だと思います。これに対しては、この中身の使い道に対しては、その市の方では関与しないのか、それとも人工芝に幾らかかったのか、ナイター設備に、照明設備に幾らかかったのか、そういう委員会の中で話し合いはありませんでしたかということをお聞きしています。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 予算書の数字がちょっと老眼鏡合わなくて見えませんので、戸田さんから読んでもらいます。

○議長（千田正英） 9番。

○9番（戸田俊樹） それではフットボールセンターの整備事業費の総額が、当初予算は1億9,998万9,000円でしたけれども、その後補正が2,615万9,000円でもって照明器具やネットをやるという話があって、総トータルが2億2,614万8,000円の総事業費であったと。その中で工事請負費は約5,083万円、さらには備品購入費39万円と委託料が165万円で、負担金補助金といいますか、これがフットボールセンターに対する補助金が1億4,100万円と、こういう事業であったということで、歳入で7,500万円のフットボールセンターからの協力金があったけれども1億4,000万円の補助金交付をしたということの事業内容だということをご理解をいただきたいということで、その中にはクラブハウスの建設や人工芝の張り替えや、それから等々いろいろな工事をされたということでございますので。

なお、クラブハウスについては、約3,000万円ほどの支出となっております。

○議長（千田正英） 再々質問、16番。

○16番（鈴木斌次郎） この整備負担金ってありますよね。1億4,100万円、これは恐らく秋田県サッカー協会に整備負担金をしているはずですよ。そうだと思います。それで、この中身について人工芝とか照明器具がどれくらいかかったのか、そういう話が委員会であったのか、それを聞いたかたのわけです。このフットボールセンターというのは、あくまでもあそこの鞍掛沼の場所ですので、これは都道府県フットボールセンターというのは、これは日本サッカー協会からの補助金なんです。それで、後で市の方では補正でゴールのネットとか備品とかの補正予算を組んでいますが、この1億4,100万円というのは、私の記憶では秋田県サッカー協会に負担して、そして秋田県サッカー協会が人工芝の工事、それから照明器具の工事を発注しておりますが、この中身について内訳とかそういうのを委員会でお話したのか、しなかったのか、その辺ちょっと確認したいと思ってさっきから質問しているんです。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 説明の中では、今、鈴木議員が質問されておることが委託料、工事請負、備品購入、こう分かれておりますけれども、一番お聞きしたいことが日本サッカー協会に負担金を納入して、サッカー協会が工事等を発注したものだ、こういうあの、市が日本サッカー協会に負担金を納入したという経緯でありまして、内訳は款項目、節、節が分かれておりますので、一口では説明するには大変でございますけれども、各箇所ごとの説明のおおまかな説明で、私ども出来上がってから今回受け取ったような格好ですので、細かい内訳はありませんけど。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 佐藤委員長、お疲れさま。

今度わかりやすい質問します。

今のこのサッカーに絡んで、5ページね、いわゆる委員長の報告の中からお尋ねしますよ。これも今年の春オープンされたということで、潟上の鳴り物入りのスポットということでもあります。大変盛況を極めているということで大変うれしいわけですが、この中で市の施設、いわゆる施設の修繕という今、質問があったと。サッカー場の修繕をする際、どういう質問があったと。これは、恐らくこの修繕という範囲、定義的にはどの範囲を指すのか、例えば金額的などれぐらいの上限を修繕とするのか等々も含めて、そ

こらどういう協議をされたのか、あるいは認識持っておられるのか、委員会として。

それから、問題は、この施設は確か指定管理者にお任せした施設でありますから、作ったのは潟上市、そしてサッカー協会という公認をいただいた、そして指定管理者と、いわゆるその三位一体となってこの施設を施設管理、運営をしていくと。それがスタートしたばかりと、こういうことなんですよ。そうした場合、自明の理として当然形有るものは壊れてきますよ。まさしく修繕が必要になってくるわけです。そうした場合において、その金額、あるいは定義等という基準の中で対応されると思いますけれども、少なくとも当初の契約時において、サッカー協会、市とサッカー協会、あるいはまた市と指定管理者の業者、どういう範囲までが修繕の範囲とみなすのか。少なくともこれ、税金出すか、指定管理者が出すのか、あるいはサッカー協会が出すのか、利益の対立が生じてきますよね。いったん有事の際は。ですから、そこら辺の当初における約定事項といたしますか、約款といたしますか、それはどのようなになっているのか。これ見ますと、少なくともあれですよ、この非常にあいまいな書き方だと思いますよ。と申しますのは、市の施設であることから市が修繕することとなるがと、公認サッカー場でもあり、県のサッカー協会と協議しながら進めていくと。そうすれば、どこがどういう割合で分担するのか、そして指定管理者というのはどこへ飛んでしまったのか等々ね、非常にあいまいもこでありますから、この辺、当然これ今後、必ず突き当たる問題ですので、今の段階でどのような、一番の基本的な問題でありますから、協議されたのか、ひとつ明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） いろんな質問、今、堀井議員がおっしゃるような質問は出ました。出ました、実際。部長とかから答弁いただいております。けれども、今、先の3月予算の中では、総務委員会が所管であったかと思っておりますけど、そういう契約内容等については私方は今、決算にかかわっていた段階ですので、そういう修繕だとか、どの範囲で、どの範疇になるのかということは、部長さんも伝えておくと。使用についても上の方へ話しておくと、こういう状況にあったと思います。

ただ、サッカー協会の公認を得るということで作ったことは間違いございませんが、一つたとえて申し上げますと、フットボール、ラグビーに使用してもよいということであったけれども、ラグビーが使うとすれば非常に危険な場所もあるというような話の中から、その契約内容とかは示されておられません。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 佐藤委員長ね、去年までは総務委員会の所管であったと。今度私らの所管でうんぬんと。今、事実、あなたの産業建設常任委員会の所管なんですよ。しかも丁寧なことに、今、部長さんから答弁いただいたと。今、堀井議員の言ったことも縷々ね協議したと今あなたおっしゃったわけです。あなたが部長から答弁いただいて、今、堀井議員が言ったことを協議したんだけど…。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） そう言ってません。質問はありましたというだけであなたの質問に答えました。

○17番（堀井克見） いやいや、部長が答えたけれども、今、整理できないという趣旨の今、答弁されたと思うんですよね。まあいい、言った言わないはいい。少なくとも、そうすれば、今現在所管である産業建設常任委員会では、このフットサル、サッカー場のこれからのですよ、快適な環境でもって、その少なくとも当初の目的、損なわないように施設運営していく管理の運営上、もう必然的に発生するこの修繕費のどこが負担するのか、税金で負担するのか、あるいは管理運営費の中での売り上げの中で修繕するのか、あるいはまた、フットサル協会、サッカー協会の専門的な立場で修繕を講じていくのか、ここのね一番のポイントのところ、質疑されたと言いつつも今この議場の中で答えられないということになればですね、全く今後、あいまいな状態の中でこの部分は行政負担が続くということの解釈になるんですが、それで、所管の委員長として、そういう答弁でいいんですか、そう受けとめていいんですか。

○議長（千田正英） 10番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 利用に関しては管轄がスポーツ振興課であり、普段の利用申し込みは指定管理者であるむつみ造園土木が受け付けて管理していると、こういう状態で管理運営に当たっているという説明を受けておりますので、不具合な点などはさっき話したとおりで、サッカー協会で作ったけれどもということで、委員から、じゃあ施設はサッカー協会から設備したものを寄附採納、逆寄附採納ということもあるのではないかと、不都合が生ずるんでないですかという質問もありましたけれども、そのことについても所管はスポーツ振興課ですので、そちらの方が管理運営に今後当たっていくということになるかと思えます。そういう説明であったかと思えます。それで、二枚看板ということから幾らかの負担をしたものであり、寄附するともらうとかという問題ではないというご答弁もいただいております。

以上です。

○議長（千田正英） 17番、再々質問。

○17番（堀井克見） 委員長ね、一生懸命答弁されているということは、その姿勢は私理解しますが、私の意図するところにご答弁は的確にいただけません、残念ですが。

問題はですね、これ、こういう施設というのは一般的に行政財産といいます。この財産が続く限り、形あるものは必ず修繕、多少の差はあっても毎年、あるいはまた何年に一回は必ずきますよ。それがどこが負担するかという肝心かなめのところがいまだに、委員長の答弁の範囲ではですよ明らかになっていないと。恐らくあると思うけどね、当初の約定事項等々の中であると思うんですが、そこまで協議に及んでいなかったということでもありますので、これ以上時間かけてもしょうがありませんし、私も3回めの質問ですから、今度機会を変えてまたしっかりと当局に行政財産の管理運営という部分においてお尋ねする機会があろうかと思えます。これで一応質問を終わりたいと思えます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第8号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第9号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第10号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第15号、平成22年度潟上市水道事業会計決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。1番中川議員。

○1番（中川光博） 委員長にお尋ねさせていただきたいと思います。

この水道事業会計の新迫分浄水場土地購入費に関連してのお尋ねになりますが、我々この事業につきましては、既に迫分浄水場を出戸地区に作るということで、ほぼ事業全体で12億円の事業費を予定していますという報告はちょうだいしていますけれども、これ素朴な質問ですけれども、この新迫分浄水場については水量も豊富で、ものすごく水がきれいだと、こういうご報告も受けていますけれども、この新迫分浄水場を停止して、廃止じゃなくて一時停止して、この新迫分浄水場を迫分から2.7km離れている出戸地区に設置すると、作ると、こういうことの事業ですけれども、なぜこの迫分地区の浄水場を出戸、2.7kmもわざわざ離れた出戸地区に作らなければならないのか、迫分地区には今現在の迫分浄水場という狭いという説明は十分受けていますけれども、出戸に来なくても、例えば天王南中学校の周辺地区には十分その面積を取れる場所があるかと思っていますけれども、なぜこの迫分新浄水場、迫分でなくて出戸に持ってきたのかという、このあたりのことについて委員会の中で質疑があったかお尋ねをしたいと思います。

○議長（千田正英） 1番さん、委員長報告に対する質疑ですので、経過と結果についての質疑をお願いしたいと思います。

○1番（中川光博） 議長、今、私がお尋ねしたのは新迫分浄水場土地購入費に関連する事項ですので、もし委員長がお答えできればお尋ねにお答えいただければと思います。

○議長（千田正英） 関連の質疑になりますので。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、請願第1号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置についての請願書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。請願第1号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第4号、米の先物取引試験上場の中止を求める請願の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第4号を採決します。請願第4号については、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、請願第4号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

それでは、これより平成23年度各会計補正予算案および平成22年度各会計決算の認定について、順次、討論、採決を行います。

お諮りします。このままで審議すると時間延長になりますので、このまま進めていきたいと思えますけれどもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） では、このまま終わりまで審議を致します。

最初に、議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についてありますが、8番伊藤栄悦議員外1人の議員から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議。

発議者 伊藤栄悦、発議者 戸田俊樹。賛成者 鈴木斌次郎、賛成者 小林 悟、賛成者 中川光博。

上記の動議を地方自治法第115条の2および会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正を添えて提出します。

別紙ですけれども、1ページお願いします。

議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案。

議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

第1条中、1億333万1,000円を9,239万9,000円に、137億2,560万円を137億1,466万8,000円に改める。

それで、具体的な歳入歳出でありますけれども、これを細かくいきます。

それでは、歳入繰越金、補正額6,315万3,000円、計1億3,220万8,000円。繰越金6,315万3,000円、計1億3,220万8,000円。歳入合計、補正額9,239万9,000円、計137億1,466万8,000円。

3ページお願いします。

総務費1項総務管理費、補正額1,873万3,000円、計12億729万5,000円。

歳出合計、補正額9,239万9,000円、計137億1,466万8,000円。

総括の歳入ですけれども、繰越金、減の6,315万3,000円、計1億3,220万8,000円。

歳入合計、補正額9,239万9,000円、計ですが137億1,466万8,000円。

8ページです。歳出の総務費、補正額2,201万2,000円、計が14億7,653万7,000円、一般財源が2,121万4,000円。

歳出合計が補正額9,239万9,000円、計137億1,466万8,000円、一般財源8,033万1,000円。

18款繰越金、繰越金、減の6,315万3,000円、1億3,220万8,000円。前年度繰越金、減の6,315万3,000円。合計ですが、6,315万3,000円、1億3,220万8,000円であります。

それから、歳出の企画振興費であります。補正額4万9,000円、計ですが、5,475万4,000円、一般財源4万9,000円あります。それから13ページ、委託料のカケになっているところは抹消されます。合計でありますけれども、補正額が1,873万3,000円、計が12億729万5,000円、一般財源1,793万5,000円あります。

ここまでのところであります。

それでは、減額修正の提案理由について申し上げます。

1でありますけれども、新庁舎建設候補地については、①大半の市民にとって利便性が高く、納得し喜んでもらえる場所であること、②まちづくりの将来にとって、少なくとも40年～50年は時代の変化にも耐え得る場所であること、③将来負担費ができるだけ少なくなるような経済性にもすぐれている場所を軸に、将来性・利便性・中心性・経済性・防災性・広域性の観点から詳細に検討した結果、今議会に提案の⑤候補地より当局が候補地に選定したB候補地がすぐれており、新庁舎の建設を推進することを提言するものであります。

すぐれている理由を具体的に申し述べます。

まちづくりの将来性、広域性の観点からは、潟上市は秋田天王線、国道7号線、高速道路に直結する101号線、この三つの交通網の要所を抱える県内でもまれに見る特色を有しています。このすぐれた資源を将来に向け、最大限生かす手法として幹線道路網の接続点に行政拠点を立てることが、将来へのまちづくりの戦略性・シンボル性の観点からも不可欠と考えます。三つの骨格的な交通網を軸とした歴史や地域特性、地勢を生かした新たな都市軸の形成こそが、市のまちづくりの将来像になると考えるものです。

また、今後、少子・高齢化が急速に進む中、秋田周辺市町村との広域での行政事務の必要性が増してまいります。候補地Bは、この中心に位置しております。この観点からも広域性の戦略的な拠点としても広域行政の中心を担える可能性を秘めた重要な地点であります。

次に、利便性・中心性の観点から考察してみますと、人口分布から見た中心としても天王二田湖岸軸1万1,830人、昭和飯田川軸1万2,552人、追分出戸軸1万446人であり、人口の配置状況から見れば、ほぼバランスのとれた位置になります。特に人口3万4,828人の70%を占める天王二田湖岸軸と昭和飯田川軸の市民にとっても、候補地Bは利便性に最もすぐれており、利便性の観点からも、また、合併協定および地方自治法4条2項が定める地理上の地点にも合致する地点であります。

グラウンドゴルフ場の代替地についてであります。候補地Bは現在ゴルフ場として使用され、市内の会員数は22年度471名であります。3万6,008人が利用し、交流拠点としても重要な役割を担っております。したがって、代替ゴルフ場が必要であります。新庁舎候補地選定委員会が候補地とした⑥候補地は、市、潟上市市有地1万9,516㎡と私有地、原野6,284㎡、約2万5,800㎡の面積があり、現在のゴルフ場に匹敵する広さを

有しておりますので、新たなグラウンドゴルフ場を整備し、会員および利用者の利便性を図ることができます。

B候補地との経済比較については、⑤候補地の用地買収費、メイン道路整備費、周辺道路整備費、用地造成費等が明示されていないため、現段階での比較は困難ではありますが、私たちの推計ではB候補地が優位となっております。

次に、⑤候補地について考察致します。

1番として、⑤候補地は、候補地Cを含んでおりますが、この土地はもともと民間の医療法人が福祉施設増設計画のもとに購入されたものであります。高齢化が急速に進展する現在、この一帯は他の社会福祉法人の近隣福祉施設も含め、福祉エリアとでも言ってよいほど福祉施設が設置されております。将来のまちづくりにとって、市の福祉エリアの一面として発展できる場所に庁舎の建設を進めることは避けるべきであります。

二つめとして、既存庁舎の利活用についてであります。8月10日、検討委員会が設置されました。現在まで利活用の具体的提案はなく、昭和・飯田川地区住民には、合併以来、吸収合併のような状況になるのではないかと、地域の空洞化が進むのではないかと、活力ある地域づくりが実現できるだろうかなど、懸念や不安が広がっています。既存庁舎の利活用計画が先にあるからこそ、その結果が新庁舎建設にも反映されると同時に、住民の不安が安心に変わることを考えるとき、既存庁舎の利活用については、もっと早く少なくとも新庁舎候補地選定委員会の設立と同時進行すべきであったと考えます。平成24年6月では遅すぎます。合併市民の不安払拭のためにも、年内に計画立案し、それまでに建設候補地を決定し、調査費を提案すべきであると考えます。

三つめですが、今回提案の⑤候補地は、当局が最適格地として調査費予算案を提出したC候補地と、候補地選定委員会が最適格地とした⑥候補地の一部を含み、新たに候補地⑤として調査費予算案が提案されておりますが、いずれも先の議会において減額修正されており、当該候補地に対する議会の意向は既に表明されております。

四つめとして、新庁舎建設基本構想での庁舎建設面積は1万5,785㎡となっておりますが、⑤候補地面積は約3万9,000㎡となっており、約2.5倍の広さであります。候補地選定委員会において⑤候補地を最適格と決定した後に⑥候補地に変更した経緯を見ますと、最終調整において本委員会の最終目的は、行政拠点として新庁舎建設基本構想で示している面積を満たし、交通アクセスなど利便性がよく、経済的にも優位にある候補地⑥を最適格地として選定するとあります。特に面積や経済性に視点を置いており、検討

経緯においても約1万6,000㎡を超えた候補地の検討については、躊躇されております。この条件は、あらかじめ市が示した条件ではなかったかと考えるとき、そのような方針変更は重要なことであり、理解できるものではありません。

また、⑤候補地に含まれているC候補地等市有地約2万6,345㎡を購入するとする調査費予算案は、市税の減収、平成27年度以降、地方交付税が約2億円以上減額が予測されているなど、健全財政確立のため行財政改革を最重要課題とし、簡素で効率的な財政運営を迫られている中、容認できるものではありませんし、納税者市民の理解を得られるものではございません。

5として、市当局は新庁舎建設にかかわる投資規模について明確な方針を示しておりません。すなわち、建設用地取得を含め、用地造成費費用、周辺道路整備費、福祉施設建設の代替地との関係など、他候補地とのコスト比較ができない現段階において⑤候補地の調査費予算案に賛成することはできないわけであります。

以上の理由から、今回の調査費は減額修正し、庁舎建設位置の検討をきっちりとした後で位置を定め、建設を具体化する調査費を計上すべきであり、減額修正案を提案するものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。15番 西村 武議員。

○15番（西村 武） 伊藤議員にお尋ねを致しますけれども、まず今回の修正動議は、これで2回めだと思います。1回めの動議のときの理由は、伊藤議員は、まず市民の声を聞くべしと、こういう提言をされております。そこで当局も市民の声を聞くというようなことから、市民の代表者ですね、この方々から庁舎建設候補地選定委員になっていただきまして、それを設置致しました。そこで延べ6回にわたりまして、この庁舎建設候補地選定委員の皆さんは慎重に審査した結果、いわゆる⑥番の土地を最適格地、あるいは⑤番をそれに準ずる土地と、こういうことで、⑥番の土地につきましては、この予算が、調査費が否決されておりました、それで⑤番がそれに準ずる土地というようなことで今回予算計上したわけでございますので、伊藤議員もやはり自分の方から市民の声を聞くべしというようなことなので、市民の代表の皆さんが一生懸命調査して、その結果を出していただきましたので、それを尊重すべきではないかなと思いますけれども、伊藤議員はどのようにお考えなのか、ひとつお答えいただきます。

○議長（千田正英） 8番。

○8番（伊藤栄悦） お答え致します。

この市民の声を聞いてくれということは、減額修正の折に私から要望致しました。それでその結果、いわば候補地選定委員会なるものが設置されております。その背景は何かと申しますと、これは投票条例そのものが否決されておりましたので、パブリックコメント、あるいは市民の声ですね、そういうものがなかなか聞けないと、そういう状況の中で、やはりこれは市民の声をちゃんと対して聞くべきだと私はそう思いまして、そういうことを述べました。それで、そのときに私は本会議でこういうふうに述べました。これは市民の声を聞くときに、やはり広く会議を起こし、万機功労に決すべしと、だからやはり公募委員というものを選んで、現在は自治基本条例は百十何名でやっておりますけれども、そのような広い視野に立って、広い声を集めて、そして反映させていただけないかということは市長の方に申し述べました。その結果、選定委員会が作られまして、言ってみれば自治会3名、それから婦人会3名、そして農協の3名、そして商工会も含めたんでしようけれども、それから学識と、こういうことで13名でありました。その議事録を出してくれと、こういうことでそのとき話しましたけれども、議事録は出せないということでありましたが、結局出してくれました。それを見ますと、この個人に委嘱した中身でありながら、代理者が出てきて、そここのところに3回も代わって、そして前の言っていることがよくわからないというようなことまで発言して、そして結果としてこういう結果になったということで、そのこと自体も私は提案した者としても非常に残念だと思っております。それで、とにかく出てきたということで市民の候補地選定委員会から出てきましたので、それを尊重するということであります。もちろんそれは尊重しなければいけないと思います。それで、そのときに尊重することよりも、それはもちろんありますが、当局がまずもって今までのA・B・Cと⑤と⑥と出たときに、やはり執行部内でちゃんとこれをもんで、そしてやはり執行部も主体的に、やはり将来何十年ものこの将来像を築くわけですから、それを検討して、そして出していただければなと思ったんですけども、やはり市民の声が最重大で、それこそそうやったという結果、たまたま⑥というものがああいう結果に終わりました、それに準ずる⑤だと、こういうことであります。その準ずる⑤ということは、これは報告書の中には、ほとんどこの優位性とか、⑥については書いてありましたけども、ほとんど書かれていないんです、実際に。だから私も今言ったように、⑤から⑥に移ったと、そしてまた⑤にきたと。

その⑥が最適格地だということで⑥を出してきたと。それが否決ということになったわけですが、その結果、やはり⑤ということで提案されたと。そこで私は⑤も結構なことだと。しかしながら、私たちは30年、50年の将来の潟上市のビジョンを作るときに、もう本当に真剣にどうしたらいいのかということを考えてのいわゆる修正動議ということになっているわけです。だから、それぞれのそういうプロセスを踏んで、そして現在に至っていると、こういうことであります。ですから、今、私が修正動議の提案理由ということで申し述べましたけれども、それは私たちの、言ってみれば潟上市の本当に将来を考えた上での一つの提案でございます。そういうことをご理解いただければと思います。それはあと賛否そのものがあるわけですから、それぞれがお考えいただければと思います。

○議長（千田正英） 15番、再質問。

○15番（西村 武） 伊藤議員の方からは、B候補地が最も適格地であると、こういうことを申されておりますけれども、これについては今日も陳情書等いろいろございまして、議会、委員会の方では採択されております。願意妥当であると。そういう中で、じゃあB候補地をちょっと伊藤議員がいいという意味で考えてみますと、秋田方面に向かって国道101号線の右側ですね、右側。その向かって右側に、じゃあその候補地に向かって左側は、これは潟上市の公園でございます。その右側が当時の帝国ヒュームですか、今はどこだっけ、そこの民有地でございます。たとえば庁舎を建てるためには、当然そこには市街地を形成する、将来百年の大計に立ちますので、そこには当然市街地も形成されることを想定しなきゃいけないと思いますよ。ですから、左側は公園で、これでは公共用に用いる、そういう建物はできないわけです。右側は民有地ですね。その後ろ側ですけども、そのさらに奥、それは農地ですよ。しかも、今このとおり海にも近いし、津波の発生、地震の発生ですね、津波のそういう恐ろしい場面も見ておりますので、当然そこには宅地開発等はできないと思いますよ。ですから、あなたがこれは市民が最も将来性があると、こういうふうを考えるかもしれないけれども、私にとっては最悪の土地だと思いますので、これ以上議論しても始まらないので、私は反対です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 今日、午前中、グラウンドゴルフ場を庁舎建設用地にはさせないでくださいという陳情がありまして、私は賛成討論をしたんですけれども、代替地となったとしても、今のグラウンドゴルフ場というのは形成されてもう15年以上経って、

ようやく芝の管理とかいろんな起伏のあるもので、何十年もかけて作られて、それでも市民権を得ている、市内だけでなく県民も含めてね、いうふうなところなわけですよ。それで、もし代替地を作るとすれば、あのグラウンドゴルフ場の芝をやったりあれこれやるには、ちゃんと生えてくるまでいろいろやるためには3年間かかるというんですよね。庁舎建設のために、じゃあ3年間、これが生きがいだという人もいたわけでしょう。それ私聞きまして皆さんにも紹介しましたがけれども、そういう点ではグラウンドゴルフ愛好者、グラウンドゴルフ協会の方に、どういう説明できるのかというふうな説明のしようありますか。私はないと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうにご考えているんですか。

○議長（千田正英） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） まず、説明の仕方があるかと、こういうことでありますけれども、私は説明の仕方は考えております。というのは、先ほど話しましたように、このまずは私たちは後世、いわゆる孫子の代まで、ここで良かったなど、やっぱりここだったなということが、いわゆる…。

○14番（藤原典男） 簡潔にお願いします。いろいろ長ったらくせず、ばんばんぱんぱんお願いします。

○議長（千田正英） できるだけ簡潔に答弁願います。

○8番（伊藤栄悦） 藤原さんのように明快ではないので、少しきっちりと話させてください。

要するに、私はそういう視点に立てば、300～400人のグラウンドゴルフ場利用の方々もいらっしゃいます。先ほどもお話ありましたけれども、どんどん高齢化が進んでいって状況もまた変わってくると思います。ですから、私はこれは、やはり優先順位の、3万6,000人の市民と、そういうことも私も大事だと思います。しかしながら、本当の意味でこういうふうな、未来永劫にこういうふうなことが大事だと、しかもこれでいい、良かったなと思えるようなそういう庁舎を建設したいと、こういうことから言っているわけで、だから私の観点としては、確かにグラウンドゴルフ場のその利活用と交流拠点でさっき言ったようにたくさんの人たちがそういう思いを持っていることはわかります。しかしながら、やはり市民のいわゆる財産の大きいいわゆる建物、これは先ほど視点を述べましたけれども、そういう観点に立てば、私はそれよりも、市民の3万6,000の方が優先順位があると、こういうふうにご考えているから、これをしっかりとしたあそこの

2万5,000㎡のところをしっかりとこれをやると、私はやはりこのグラウンドゴルフの方々にも、よりいいものができるということを理解してもらえると私はそう思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 私ね、くどくど言いませんけども、視点が私と、それから伊藤さんの視点が全然違うんですよ。今これが生きがいだということで主張して、いろいろなことを陳情も上げる、それから、これで庁舎の候補地として決められるならば住民運動も起こすと言っているわけでしょう。ですから、私はこういう市民を巻き込んだやはり大きな運動になると思うんですよ。あえてそういうことまでして、今の既存のグラウンドゴルフ場をつぶすよりも、私は思いきってやはり今の⑤番の方が、これからの将来の発展的なことを考えればよろしいと思うんですよ。先ほど西村議員もおっしゃいましたけども、その⑤番のところに行きますと、将来的に民間の家、それから公共の建物とか、いろいろな旅館建つか建たないかわからないですけども、34条の11条というものがあまして、それを大きく適用できる土地なんですよ。ところが今のBのところは、横に広がりがない、発展性のない、ただそれだけの土地になっちゃうんですよ。ですから私は将来の発展的なことを考えれば、やはり⑤番にやって、そして将来的なものを長い目で見れば、40年、50年と先ほど言いましたけれども、そういう目で見れば、追分方面ずっといろいろな面では、もう市街化調整区域のいろんな縛りもなくなっていくわけですから、発展的に非常に私は⑤番というのは最適地だと思うし、そしてまたグラウンドゴルフを愛好する方々、グラウンドゴルフ協会だけじゃないんですよ。市民もいっぱい来てますよね。毎週、毎週。その方の気持ちをやっぱり逆なでするような、そういうやり方というのは私は得策ではないと思いますので、これどれほど議論してもね、考え方そのものがね、根本から違いますから、私はそのことを言って質問を終わります。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） 私も結果的には⑤の予算原案に賛成であります。

採決は後で臨みますが、B案のグラウンドゴルフ場というような修正のいわゆるその場所を選定したいと、こういうことで修正をかけるということですが、私もやはりそのグラウンドゴルフ場の市民のいわゆるニーズ、私ども考えても定着した今のゴルフ場の運営、そして候補地とした場合にしても、私はやはり面積は小さいと思っています。と

いうことは、今、フットボールセンター、子供たちをはじめたくさん利用者が多くあります。ゲートボール場の利用者もある。そしてまた、連動したところに、いわゆる食彩館くららがあって、相当数のいわゆる来客、自動車の台数が多くてですね、そこに庁舎を建てた場合、私は庁舎は建てたはいいけども駐車場だとかいろいろな外構工事だとかとすれば、やはり面積は小さいと思いますし、適切地ではありません。

それから、もう一点はですね、なぜこのような今、唐突な議論を、当時、当局では平成22年4月に候補地の案をA・B・Cにしました。しかしですね、この度のいわゆることの客観、A・B・Cのいわゆる候補地を客観的に見るということで庁舎特別検討委員会を立ち上げて、9回ほどあれですね、議論していますね。その中で、そのBの瑕疵あるとか場所が悪いとか、そんなことは一切出ませんでした。なぜこのようなぎりぎりの時間の争いだと言っているときに、唐突にいわゆる修正案を出してくるかということには理解できません。市長もおっしゃっていますように、いわゆる議会と当局と十分にこの将来にわたった議論をまず出してくださいということであればですね、もっとこの度のいわゆる議案を提出する頃でも対案として出して、堂々と協議会でも開いて、これを議員全体、当局と詰めて議論してみるということは最低限度必要だと思っていますよ。余りにも唐突すぎてですね、私は納得いきません。

以上です。

○議長（千田正英） 今のあれだと、唐突すぎて納得できないということですので。8番。

○8番（伊藤栄悦） 要するに、唐突だということなんですけども、これは唐突でないですよ、別に。やはり最初からA・B・Cという候補地があって、その中から、そしていわゆる候補地選定委員会がそういうふうに来てきたわけですから、何も唐突じゃなくて、みんなちゃんとそれをやってきたわけですよ。ただ、Bのところが開発ができないと、ちっちゃいと、そういうことですけども、あの奥の方には確かに農地はあります、たくさん。だけれども、そういう農地についても、やはり開発ができるという可能性は十分に秘めておりますので、そこあたりは考えなければいけないなと私は思っているところです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 伊藤議員にお伺いをします。

伊藤議員は先ほど以来、利便性、あるいは経済性も言ったね。私は利便性と経済性というのは、例えば経済性のことをすれば、B案は、あそこを代替地に移すということに

なれば、約2億5,000万円～3億円かかると言われております。それで何が経済性ですか。まずそれが第一点。

それから、今日まで議会では特別委員会、やはり開いた方がいいと、特に伊藤議員が言いました。議会でも約9回ぐらい真剣にやった結果、そしてA・B・C案もそれなりに検討しました。Aはこういう理由、その内容は言いませんけれどもね、議会では最終的に市民の声が反映されていないということで先ほど言われました13名の方々の有識者で真剣にいわゆる意見総出と伺っております。その中で前に⑥番でございましたけれども、⑤番は先ほど言われましたように準候補地と、ほとんど見劣りしないということでこういうふうになったわけですが、残念ながら⑥番はうまくないということであったけれども、私は正直言って、今でも⑥番は何も違和感はないわけですが、同じ案を出すわけにいかないの⑤番となったと思います。私はこれ以上の土地はないと、そう思います。なぜならば、やはり議会はですね、言ってみれば当局に対しても市民の声を聞け、市民の声を聞け、それを尊重するって何回言いましたか。それをやはり、その声をやはり尊重すべきだと思いますよ。あれもだめだ、これもだめだ、それではだめだと思います。

それから、伊藤議員はですね、先ほどいわゆるグラウンドゴルフ場の奥に田んぼのこともちょっと言いましたね。あそこはちょっと農振地域でだめですよ。農振地域。先ほど西村議員ですか、藤原議員が申し上げましたように、あそこら辺を拡大していくとなれば、やはりちょっと⑤番よりは私はちょっと容易でないと思います。そういうことで伊藤議員から反論があったらひとつお願いします。

○議長（千田正英） 8番。

○8番（伊藤栄悦） 経済性ということの一つ言いました。確かに私たちもこれを計算しております。そのことに関して、ごちゃごちゃとしゃべらなくともいいので、とにかく私方も一応まず計算をしてみました。それで、計算のなかなかこれはできない、もとができないという状況にありまして、そこで追分浄水場、新追分浄水場のあそのいわば調査費委託料1.5%というところとパッチリ合っているんで、評価額が、それをもとにして計算をしたりそういうふうにしたときに、前にも話しましたが、4億980万円になると、こういう計算と、それからそのほかに周辺の道路整備費とかそういうものも結構あります。ですから、そういうことから考えていくと、また2億5,000万円かかると言いますが、そういうものを計算しても、全部いろんな面を計算しても3億

9,000万円ぐらいというところでありました。それもいろいろありますので、それぞれの考え方がそれぞれあると思いますので、これはなかなか比較検討のできる材料が出てこない。そういう意味でも私たちは、できるだけ、まずね、調査費をもうちょっとねという考えで申し述べていたわけです。そういうことですので。

○議長（千田正英） 質疑の方はこれで。17番。

○17番（堀井克見） 伊藤さん、大変御苦労さまでした。大先輩がこんなに情熱ある姿に触れまして、大変力強く感じました。

簡単にお尋ねしますけれども、あなたと私の関係というのは、今から合併7年前に成就しました。その2年前から、9年前からですね、合併という大きな目標に向かって協議を重ね、そして成就して今日を迎えています。その当時、天王地内の昭和・飯田川の利便性を考えながらということで、大きな夢を、希望を持って潟上丸がスタートしたわけですよ。あなた再三再四言っていますが、50年、100年の将来の大計を考えて子々孫々ということを考えながらと言っていますが、よく考えてみてください。平成21年度の秋口に構想委員会でもって結果が出てからずっと流れていまして、もう今は2年なんなんとしていますよ。その間に特別委員会を開催、9回やったり、様々な機会の中で私ども議会側としての対案を出す機会は山ほどありました。しかしながら、我々は誰一人として、初めて今、具体的にBというあなたの口から出ましたけれども、今この段に至って出たと。私はそういう意味では驚いております。ですから私どもはやはり、いろいろ理屈はありますよ。ただ、本末転倒な議論はよします。よそうよ。やめましょう、もう。問題は、問題はですよ、今、Bと言ったって、例えばCと言ったってね、経済効果だとかどうのこうのという議論ありますが、せいぜい二、三百メートルの位置なんですよ。まさしく50年、100年の大計に立てばですね、今たとえてみればですよ、この調査費の上がった⑤番にしてみたって、私有地も含めればまさしく国道に面するということになりますし、これほどその我々が広角泡飛ばして議論するほどの問題なのかなと。むしろ50年、100年の大計に立って、もう1年半も2年も議会は何をやっているのかという大多数の市民の声に私どもは素直に謙虚に耳を傾けて、この辺でやはり小異を捨てて大同につくと、これがまさしく潟上100年の大計の私はむしろ基本じゃないかなと思いますので、考え方として、あなたも合併協で頑張った一人、私も22分の1として汗かいた一人ですが、その原点に帰りましょうや。どうぞひとつそういう意味で、この後恐らく粛々とこの調査費の採決ということになると思いますが、まだ遅くありませんので、

小異を捨てて大同につくんだと、合併の精神を100年の大計につなげていこうという原点に立ち返っていただきたいということを私は答えというよりもお願いしたいと思います。

答えはいりません。以上です。

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

これより、原案と修正案を一括して討論を行います。討論ありませんか。原案に賛成者の発言を許します。15番。

○15番（西村 武） 私は議案第61号、平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）すべてに賛成し、また、修正案に対し反対の立場から申し上げます。

本補正予算には、豊川地区活性化検討委員会委員報酬18万円や庁舎建設に伴う候補地調査費1,093万2,000円、また、福島原発事故による放射線測定器購入費219万円などなどの大事な予算が上程されております。

そこで、特に新庁舎建設候補地は、新庁舎建設候補地選定委員より最適格地、またはそれに準ずる候補地として⑥番ないし⑤番をお示しをいただきました。今回の調査費は、将来庁舎建設に伴う大事な予算であり、賛成するものであります。

その理由と致しまして、当局の説明どおり、結果次第では庁舎建設のため、土地取引にも発展致します。基本的に行わなければならないことは、用地調査費は当然境界の確認等も含みます。また、土地鑑定費は公正公平な価格を求めるため、これもまた必要不可欠であります。また、地質調査費につきましても地層と地下埋設物等の調査が当然必要であります。ここで市長は、まず市民の代理人と致しまして、市民のための財産を購入するからには、しっかりと調査をしていただきたい、これが土地取引に絡む常道でございます。新庁舎建設は、潟上市の発展と市民福祉向上につながるものと信じ、また特例期間中には是非実現をしてしていただきたい。本予算に賛成するものであり、また、この修正案に対しましては反対するものでありますので、皆さん、ご賛同をお願い致します。

○議長（千田正英） 次に、原案および修正案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 修正案に賛成者の発言を許します。16番。

○16番（鈴木斌次郎） 私は、今回の補正予算修正に対して賛成する立場から意見を申し述べ、賢明なる各位の賛同を賜りたいと存じます。

既にご案内のとおりであります。今回当局が提案されました平成23年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）、歳出2款1項6目13節委託料1,093万2,000円の新庁舎建設候補地の調査費は、次の理由により必要ないものと思います。

候補地⑤は、先に最適格地として市当局が提案しましたC候補地、約2万1,700㎡を含む面積約3万9,000㎡とされていますが、C候補地にかかわる調査費は平成23年1月25日の臨時会において調査費は減額補正されたところであり、今回、新庁舎候補地選定委員会において検討された⑥候補地の一部を含め、候補地⑤として新たな提案であります。候補地⑥も先般8月1日開会臨時会において否決されており、当該候補地に対する議会の意向は既に表明されております。

当該土地の立地条件は、合併時の新市の事務所の位置にかかわる合意事項の昭和・飯田川地区に限りなく近い天王地区という条件確保や、将来のまちづくりの観点、市民の利便性、公共交通の現状、周辺の土地利用の現状、福祉施設の現況から見ても適地ではありません。

市当局が基本構想策定以来示している新庁舎建設に必要な面積、約1万6,000㎡をはるかに上回る約3万9,000㎡とされていますが、先の新庁舎候補地選定委員会の検討経緯においては、約1万6,000㎡を超えた候補地の検討については躊躇されていること、その際、この約1万6,000㎡はあらかじめ市が当初示した条件ではなかったか、そのように方針が変わることは重要なことであり、理解できません。

市当局は、新庁舎建設にかかわる投資規模について明確な方針を示さないこと、既に⑤候補地の用地取得を含め土地造成費用、周辺道路の整備費用など、他候補地とのコスト比較の点が不透明であること。

また、構想段階であるかもしれませんが市道追分下出戸線の付け替え、交差点の移転などが挙げられますが、疑問を持つ住民もおり、構想検討が拙速ではありませんか。

また、これまでの候補地Cの経緯については、平成21年2月26日に有限会社サルースが面積4,065㎡を1,001万円で競売落札、平成21年6月8日に登記の移転完了。平成21年6月定例会行政報告にて、同年12月までに複数の候補地を提示する。平成21年12月定例会行政報告にて、平成22年3月までに延期したいとお詫びする。平成22年1月27日に医療法人正和会が1万7,656㎡を1,701万円で競売落札。合計2,702万円。この後に土地交渉に入る。そして約1カ月後、平成22年2月26日の全員協議会で、候補地A・B・Cを提示。候補地Aは約6億円、候補地Bは市有地のため用地買収は不要、候補地Cは評価

額約2億円と提示する。また、選定理由については、平成22年8月3日開催の庁舎建設調査検討特別委員会にて、3候補地を調査検討した資料をもとに市長、副市長、総務部長が選定したものと報告する。このような重要な事案を3人で決めたのは、いかがかと思えます。平成22年3月23日、医療法人正和会が登記の移転を完了しております。平成22年4月20日の全員協議会で、候補地Cを最適格地と提示。平成22年5月26日開催の自治会長会議で、市長は最適格地Cを提示。現在、用地買収に向け交渉中。手続きを先送りせず進めたいと報告。平成22年6月定例会最終日、議会では情報不足ということで庁舎建設調査検討特別委員会を設置する。なぜ候補地の提示を延期したのか。候補地が競売物件だと知っていながら、なぜ自ら競売に参加しなかったのか。医療法人が福祉施設を建設するための土地を、なぜ候補地とするのか、これまでの一連の流れを見ますと、事前交渉があったのではという疑問が感じます。

以上申し述べましたが、今回の補正にかかわる調査費は、減額修正し、位置の検討をきっちりした後で、位置を決め、建設を具体化する調査費を計上すべきであり、減額修正案に賛成するものであります。

- 議長（千田正英） ほかに討論ありませんか。最初、原案に対して賛成者の発言を許します。2番。
- 2番（大谷貞廣） 私は企画振興費委託料に1,093万2,000円に賛成の立場から討論させていただきます。

従来からパブリックコメント、プロセスに従いまして、ちょっくら討論させていただきます。

平成17年3月21日、潟上市が誕生しました。合併協定書は潟上市施策の基本理念と考えます。合併協定項目の新市の事務所の位置で、新市の庁舎は本庁方式による天王町地内に建設するものとし、位置については昭和町・飯田川町の住民の利便性を考慮し選定する。新市の庁舎の建設は、新市建設計画（財政計画を含む）に明記し、合併特例債が適用を受けられる期間中に建設する。庁舎の利用については、合併時は3町の庁舎の行政機能を振り分ける分庁方式とすると明記されております。これが100年の大計だと思っております。この確認事項に基づいて平成19年6月、市民等により庁舎建設検討委員会を設置し、合併協定事項に沿って新庁舎を建設することが確認。分庁方式の解消により、市民の更なる利便性、事務効率化の追求といった観点から、目標完成年度を平成24年度建設と結論。平成21年3月、新庁舎建設基本構想を策定され…。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 5時42分 休憩

.....

午後 5時43分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

2番。

○2番（大谷貞廣） 最初からやれば時間がもったいないから途中からやります。中間からやります。

平成21年3月、新庁舎建設基本構想を策定されて、平成22年2月、庁舎候補地A・B・Cが議会に報告されて説明しております。そこで平成22年4月に、最適格地Cが報告されたところで平成22年第2回定例で議員発議により庁舎建設に関する調査・研究を目的とした庁舎建設調査検討特別委員会を設置し、建設候補地の選定理由、新計画、既存庁舎の利活用計画など17項目について調査しております。第4回定例で結果の報告が行われるとともに、陳情、新庁舎建設の計画を中止し現施設活用を求めるが採決の結果、不採択となり、当局は議会の判断を受けて平成23年第1回定例で最適格地Cの用地調査費を計上するも、市民の声が反映されていない、選定基準を定め、市民の声を吸い上げた上での候補地を決めるべきだと明確な対案もなく、調査予算案が否決されました。当局は市民による新庁舎候補地選定委員会を立ち上げ、選定方針に基づいた利便性、環境面、法規制、経済性、防災関連等の観点から比較検討し、合併特例債を活用できる平成26年までに建設されることが望ましいと最適格地候補地⑥とあわせて、それに準ずる候補地⑤を選定し、報告がなされ、当局も委員会の報告を最大限に尊重するとし、8月臨時議会の報告後に最適格地⑥の用地調査費を計上するも、第1回定例同様、否決されました。制限時間いっぱいであり、人間社会においても、全員が満足ということは望むべきで望まれないと同様、議員全員が満足できるような取り組みも容易ではありません。法令に根拠のあるものは簡単であります。しかし、一步下がって考えれば、議会も小社会であり、法令によらなくても秩序正しく、かつ権威を守り、住民から信頼される運営を意図するには、自らの発意と意見によっていろいろな約束をする。約束を守ることで政治の始まりであって、かつ、守らなければ終わりであります。主張は貫くにしても、人の集合体であり、妥協が必要であります。妥協がないのでは、政治にならないとされております。議員発議による庁舎建設調査検討特別委員会の調査と市民による新

庁舎候補地選定委員会の報告を踏まえて、謙虚に受けとめ、耳を傾けることも選良された者の議会であって、議員一人一人の責務であると考えます。

以上、原案に賛成の討論を終わります。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 5時49分 休憩

.....

午後 5時59分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

討論ありますか。修正案に賛成者の発言を許します。1番中川議員。

○1番（中川光博） 修正案に賛成の立場から討論を致します。

私は皆さんに訴えたいことがあります。今、潟上市の置かれている状況、いかなる状況でしょうか。少子・高齢化、人口減少時代、この真ただ中に突入しているのが潟上市でございます。既に今までも指摘されましたとおり、潟上市は既に2.7%人口が減少しております。皆さんご承知のとおり3万5,000人を切りました。秋田市は4%台、男鹿市周辺南市町村の人口減少率は6%～8%台です。これが潟上市が置かれている現在の状況です。こういう人口減少時代において庁舎のあり方は、どのようなあり方がいいのでしょうか。

もう一つ皆さんに問いかけたいと思います。この潟上市を支えていらっしゃるのほどなたでしょうか。言うまでもありません。潟上市の市民がいなくなると、潟上市は消滅してしまいます。まさに潟上市に暮らしていらっしゃる皆さんが、この潟上市を支えている、これが私たちの政治理念であります。このおおもとの市民最優先の政治、これをどういうふうに政策に生かしていくのか、これが庁舎建設をする際にどういうふうに表現していくのか、これが私たちに求められているのではないのでしょうか。そういう観点から申しますと、将来この潟上市がどういうふうに変貌していくのか、この人口減少時代、少子・高齢化にありましてどういうふうに変貌していくのか、その中であって私たちはどういう庁舎建設、どの位置に庁舎を建設していくのか、これが問われているのが現在の私たちです。言いましたように、人口はどんどん減少します。間違いありません。既に10年後には3万3,000人になる数値を我々は資料でいただいております。したがって、今まで議論の中にもありましたとおり、庁舎を建設することによって、そこを中心に街が膨張するというのは幻想です。私たちの庁舎建設のあり方は、しっかりとこの人

人口減少時代にのっつた将来像を描かなくてはなりません。これは今までにもありましたとおり、この天王・湖岸・二田軸、人口1万1,000人、1万1,500人、飯田川・昭和軸人口1万2,500人、追分・出戸軸人口1万500人、この周辺の現在の地域をどういうふうに活性化していくというのが我々の将来像です。したがって、庁舎建設した後に周りが膨張していく、こういうことはあり得ません。やや、ややあり得るとするのは、人口減少している男鹿地区、あるいは秋田地区から、いくらか人口が流入する、そういうことが考えられますけれども、我々が描いているような庁舎を中心とした街の膨張はないというふうに考えています。したがって、この3万4,000人、3万5,000人を切りました現在の潟上市の皆さん方、潟上市を支えている市民の皆さん、この市民の皆さんにとって、どの場所が将来いい場所なのか、この観点に立って議論しなくてはならない、私はそういうふうに思います。これはもう自明の理です。一番庁舎を建設して喜ばれる場所、大半の皆さんが喜ばなくてはなりません。一部の市民の皆さん、一部のグループの皆さんが喜ぶだけではいけません。大半の皆さんが将来とも喜ぶ場所、これはもう言わずもがなです。これはもうBに決まっていますと私は考えております。

さて、将来像を描くときにどういうことが大切でしょうか。我々は現在、この三つの幹線道路を有しています。将来にわたってこの三つの幹線道路を三つの地域にどういうふうに戦略的に使い切るのか、これがまさに潟上市の将来像そのものと言っても過言ではありません。したがって、この三つの幹線道路の、昔から歴史も言っていますけれども交通の要所、ここに新庁舎を建設するのは、私にとっては自明の理です。確かに自明の理です。確かにB候補地も幹線道路から500m奥になりますけれども、近いと言えば近いです。しかし、どちらがいいのか、これはBです。

さらにもう一つお話をさせていただきます。コスト比較、これはどうでしょうか。コストの比較、この将来の子供たちにコストの負担をすることは、極力我々も避けなければなりません。なかなかコスト比較の数字は出てきませんが、今まで当局が出していただいた資料、この中でまだわからないのが、いわゆる用地の取得費です。これ以外はほとんど資料をいただいています。それで候補地B、これは今現在、ゴルフ場を移転した金額は3億9,000万円前後です。候補地の⑤、これは既に評価額が◎2億円という資料もちょうだいしていますので、恐らく4億6,000万円ぐらいになるだろう。プラス周辺道路の整備、こういうものが入ってきますと当然コストはBの方が安くなります。私はこの今現在で6,000万円ないし周辺道路を含めると、さらに6,000万円プラスαの費

用が上積みになりますけれども、私はこの差額の費用を少子・高齢化策に徹底して注ぎ込みます。そういう提案をしたいと思います。

さて、私のお話したいことは今の話ですが、二つばかりお話させていただきます。

今、⑤に含まれるC候補地、これは医療法人がわざわざせつかく将来にわたって医療施設を建設したいと購入した土地です。

○議長（千田正英） できるだけ前の人との討論がダブらないような討論をしてください。

○1番（中川光博） はい。人口減少、少子・高齢化、このときになぜわざわざこういう民間の医療法人が、こういう計画を持つ場所に、わざわざ市の施設を、庁舎建設をしなければいけないのでしょうか。もちろん雇用も生まれます。私はこれは避けなければいけないと思っております。

もう一つ最後にお話させていただきます。

今、⑤の候補地は3万9,000㎡買おうとしています。我々が建設基本構想でいただいている資料は1万6,000㎡あれば間に合います。なぜ3万9,000㎡を買わなきゃいけないのでしょうか。⑤がいいとしたら1万6,000㎡にしてください。なぜ3万9,000㎡でなければいけないのでしょうか。私はそういう点で今回の予算措置に反対し、修正案の減額案に賛成するものです。

長くなりました。以上です。

○議長（千田正英） ほかに討論ありますか。原案に賛成者の発言を許します。18番。

○18番（藤原幸雄） 私から原案賛成の立場で申し上げます。

まず、先ほど以来同僚議員からいろいろ申されましたので、一つ一つ言えば時間がかかります。例えば用地調査費の業務委託料、土地鑑定業務、あるいは地質調査、それらありますけれども、全部私は原案のとおり可決した方がいいと、これが全く潟上市の将来の発展につながるものだと、このようにまず結論から申し上げます。

新庁舎建設問題は、旧3町合併時の最大の課題であったと思いますが、今さらこのことを申し上げるまでもなく、建設地は天王地内で昭和・飯田川の一番利便性のよいところということで市当局はA・B・Cの3案の中からC案を提案しようとしたところ、議会は特別委員会を立ち上げ、真剣に9回の委員会を開きました。そこで議会より、今度は市民の声を反映されていないということで市当局は新庁舎建設候補地選定委員会を設置し、委員の皆さんはA・B・Cも含めていろいろ市内有識者が真剣に6カ所を候補地に挙げ、その中から⑥番め選定し、⑤番めを準候補地に選定を致したことはご案内のと

おりでございます。委員会は⑥番に至るまで意見百出ということを行っています。候補地に何の違和感もなかったわけでございますが、諸般の事情で8月1日の議会で否決されましたが、この度、市当局から提案された調査費に対し、私は諸手を挙げて賛成をするものでございます。なぜならば、最適格地であり、かつまた時間的なもう余裕がないと、いわゆる合併特例債を使用するまでには、そんなに時間がないと、私どもに様々な市民から叱咤激励をいただいております。議会では、9回も特別委員会を開催し、必要に応じ市当局から様々な資料を要求し、そしてそれに基づきまして財政的なシミュレーション等を考慮した場合、この合併特例債を利用しない手はないと私は判断しました。同僚の皆さんも大所高所より特段のご支援、ご同意くださるよう切にお願いを申し上げまして、私の原案賛成の弁にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（千田正英） 修正案に賛成の方。10番。

○10番（佐藤義久） 10番佐藤義久です。

この度、新星だるま会を設立して活動しております。今後ともご指導いただきたく、お願い致します。

私は、修正案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ご提案の⑤については、残念ながら2回の協議会においても将来展望に至った構想を聞かせてもらえなかったこと、また、肝心の昭和・飯田川への配慮に欠けていて、ランドデザインを明確にお示しいただけないこと、私たちは先般の議会報告会で追分地区でこんなご意見がありました。市内の五つの拠点を、それぞれ衰退させることなく基本構想を計画に沿って市政を進めていただきたい。さらには、町内会長さんとお見受けしましたが、中心市街地構想をきっちり立てて進めば、補助金などの措置もあるのではないかというご意見がありました。全く同感でありますし、私自身、鴻上市誕生以来、一貫して都市計画、街路計画が不可欠と一般質問で提言もしてまいりましたが、いたずらに時間が過ぎて示されておられません。理不尽なことに、建築をしてから道路計画などとは言語道断。あなたにアドバイスをする方もいないのか。残念でなりません。市長に対してどなたもアドバイスする方もいないようで残念でなりませんでした。

また、何故に建築のみ急ぐのかも理解できません。不況のこのとき、折悪しく、3.11震災以来、急激な社会情勢の変化で、本当に庁舎の建設どころではありません。地震、津波の対策などと生活環境を先行させて、ひとまずは拠点整備計画をきっちりすべきが

先決と存じます。百年の大計に立って将来の潟上市の礎を創ることが大事です。まず全体計画です。同僚議員でB案を提案、提唱する方もおります。私は同志として、公平公正に判断できることに身を置くために、余談ではありますが、この度グラウンドゴルフ協会の会長も辞任しております。中立公正を保つためであります。協会からの陳情は、総会以前に総意にと天王支部から早々にご提案がありましたが、役員改選後にとお願いしたところでありました。

庁舎建設先送り論者であります。あえて用地選定にご意見を求められれば、A、B、⑤が選択肢とするならば、Bのグラウンドゴルフ場はサッカー場、ゲートボール場とスポーツ施設が連携されていますので、くらの施設と市の集客施設としての一翼を担っていることから、逆にA候補地が適格な敷地であります。あそこはグラウンドゴルフ場の北側を10mぐらい拡張して、丘陵山岳、山のコースも改善できるものと考えており、規模の大きい大会の誘致、集客の増加も期待でき、その隣に駐車場、さらには北側に庁舎を建設する考えもあります。しかし、私としての最適格地は二田野村の中間点、草乙女溜池下三枚橋周辺でありまして、中心市街地構想を立て、用地を確保する101号周辺を推定50町歩ほども用地確保すれば、もちろん面積推定でありますけれども、ここに南北に幅員30ほどの道路を築造、101号線に交差点を作り、北へは工業団地大崎方面、二田方面へと連絡可能なものに、南は新関、細谷、三枚橋交差点、次が…。

○議長（千田正英） 修正案に対しての討論、全く違う。

○10番（佐藤義久） 次が病院入り口交差点、そして。

○議長（千田正英） 修正案に対しての討論をしてください。修正案に対しての討論をお願いします。

○10番（佐藤義久） 私の考えの一端を述べております。したがって、今回の⑤に対しての案に対しては反対であるという私の提案を申し上げながらしているわけですので…。

（「賛成なんだべ。」の声あり）

○10番（佐藤義久） おっしゃるとおりであります。

修正案に賛成。私はB案でなく、私見を持っておりますので、お伝えして修正案賛成の意見とします。終わります。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 今の討論の中で、市長とか、あなたとか、あなたって誰だって

言ったら市長だって、それで、相談をかけれる人がいるとかいないとかね、これ討論と全然関係ない話でしょう。私、休憩して、ちょっと市長からそこら辺言いたいこともあると思いますから発言を求めます。

○議長（千田正英） 14番から意見を求められましたので、10番の話について市長の発言を許します。

○市長（石川光男） 申し上げさせていただければですね、甚だ心外であります。

○15番（西村 武） 議長、動議。そろそろ討論終結の方がいい。

○議長（千田正英） 討論終結します。

討論を打ち切りたいと思いますけども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論をこれで終わります。

これより議案第61号の採決を行います。

まず、本案に対する8番伊藤栄悦議員外1人の議員から提出された修正案について採決をします。本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立少数です。8名です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。11名です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第62号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、社会厚生常任委員長の報告

のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第63号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第64号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、社会厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第65号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第66号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第67号、平成23年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)については、産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する各常任委員長の報告は認定です。本案は各常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第1号、平成22年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定については、認定とすることに決定しました。

次に、認定第2号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第2号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定とすることに決定しました。

次に、認定第3号、平成22年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第3号、平成22年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、認定とすることに決定しました。

次に、認定第4号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第4号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第5号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は社会厚生常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第6号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第7号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第8号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第9号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第10号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第11号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は認定です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第11号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第12号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は認定です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第12号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第13号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第13号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は認定です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第13号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第14号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第14号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は認定です。本案は総務文教常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第14号、平成22年度潟上市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第15号、平成22年度潟上市水道事業特別会計決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、認定第15号、平成22年度潟上市水道事業特別会計決算の認定については、認定することに決定しました。

これで各常任委員会に付託議案等の審議を終わります。

【日程第29、議案第68号 損害賠償の額を定めることについて】

○議長（千田正英） 次に、日程第29、議案第68号、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第68号について、当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、第3回潟上市議会定例会提出議案の追加となりました案件につきまして、ご説明申し上げます。

提出議案追加の1ページをお開きください。

議案第68号、損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求める。

平成23年9月22日提出 潟上市長 石川光男

1の相手方につきましては、潟上市●●●●●●●●番地●の●●●●●●さんでございます。

2の事故の概要につきましては、平成22年12月2日午前11時頃、潟上市天王字北野237番地11地先の市道追分下出戸線におきまして、潟上市シルバー人材センターより派遣された相手方と市役所非常勤職員が冬期間の道路幅を確認するスノーポールを固定する鋼ぐい、鉄製のくいでありますけれども、打設作業をしていたところ、鋼ぐいを抑えていた相手方の左手小指に非常勤職員が誤って鉄製ハンマーを当ててしまい、相手方に粉碎骨折を負わせたものでございます。

この度、相手側の治療が終了し、日常生活に支障がないまで回復されましたので、3番の損害賠償額318万848円をもって示談の内諾をいただきましたことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、損害賠償額の支払いにつきましては、本市が加入している全国町村総合賠償保険の代理店であります株式会社損害保険ジャパンで全額お支払いすることになっております。

以上でございます。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第68号、損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決されました。

【日程第30、議会改革特別委員会の設置に関する決議】

○議長（千田正英） 日程第30、議会改革特別委員会の設置に関する決議を議題とします。
議長発議について説明を申し上げます。

この度の議会改革特別委員会は、平成21年に設置された議会改革特別委員会で今後の検討課題とした項目とともに、自治会長連合会をはじめ、広く市民から議会に寄せられております提言などを調査研究し、一定の結論を導き出そうとするものであります。

さらに、今年の1月1日発行の議会だよりで、私は議会基本条例については先進地事例を十分に調査研究し、潟上市議会としてあるべき姿を探っていく、時流にとらわれず独自性を発揮していくことが求められると述べました。この度の特別委員会では、議会基本条例についても調査研究し、議員全員が共通の知識、理解の上に立って、潟上市議会における議会基本条例の方向性を出すべく項目に入れてあります。

また、委員であります。議会全体にかかわる事項でありますので、全議員を委員とし、設置期間はできるだけ速やかに対応することを基本にしておりますので、宜しくご理解をいただきたいと存じます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、お諮りします。本案については、全議員を委員とする議会改革特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、本案については、全議員を委

員とする議会改革特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、議会改革特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩します。

(「後日でいいのでは」の声あり)

○議長(千田正英) お諮りしますが、後日でもいいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) それでは、後日ということで、後日に会議を開会して正副委員長の選出をしたいと思います。

【日程第31、発議第3号、議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議について】

○議長(千田正英) 次に、日程第31、発議第3号、議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第3号については、提出者より提案理由の説明を求めます。11番小林 悟議員。

○11番(小林 悟) 発議第3号、議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議について。

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条および潟上市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年9月21日提出 潟上市議会議長千田正英様

提出者、小林 悟。賛成者、伊藤栄悦、鈴木斌次郎、中川光博。

別紙ですけれども、議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、議会基本条例制定特別委員会を設置する。

名称。議会基本条例制定特別委員会。

設置の根拠。地方自治法第110条および潟上市議会委員会条例第6条。

設置の目的および調査研究事項。

地方分権が進み、ますます議会の役割が大きくなったことから、議員や議会の役割、市民と議会の関係、議会と行政の関係について、議会のあるべき姿を条例に定める必要があり、その推進を図る。

(1) 議会基本条例の制定のための調査研究。

(2) 先進地事例調査

(3) 議会基本条例案の作成

(4) その他関連事項

委員会の構成につきましては、委員会の委員は20名全員とすることとします。

①委員長および副委員長につきましては、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会において互選とすると。

②委員長は、委員会を代表し、委員会の総括ならびに会議の運営に当たる。

③副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを補佐する。

設置期間は、議会基本条例案を制定するまで。

閉会中の継続審査。閉会中の継続審査をするということです。

以上。

○議長（千田正英） これより発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（藤原典男） 先ほど議会改革特別委員会の設置に関する決議が全員でよしましたけれども、この中では（7）番で議会基本条例についてということいろいろ取り組んでいくということになっております。

今出されましたこの発議第3号については、前の決議と何か整合性がないんじゃないか、そのように私は思いますので、議長発議の中でいろいろやっていますから、これは取り下げてもいいんじゃないかと思います。この発議3号については、始めから設置するということが目的ですので、やはりこれは調査研究しないとわからないと思うので、それは調査研究というところで収めて、その後のことについてはどうするかということの投げかけを議長発議の中で出していますから、それでいいのではないですか。どうでしょう。

○議長（千田正英） 11番。

○11番（小林 悟） 議長発議で議会基本条例について調査研究をするということに致しましたけれども、調査をやるかやらないか調査研究でありますので、私は是非ともやってもらいたいということで、ここに挙げた次第であります。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番。

○17番（堀井克見） たった1本前の議案の中で、議長発議でもって、今、全会一致をもって決まりました。改革委員会ね。全くその中で、先ほども話したように（7）番で議会基本条例について先進地の事例等について調査研究をすると。議長のさっきのお話の中でも、年頭の広報の中にも他の地域も勉強しながら、調査研究しながらやりますよということをきちっとうたっていますよね。申し述べていますよ。それを踏まえて、確

か会派代表会議2回か3回だと思えます。そして、さらにまた念入りに先だって全員協議会を開いて、こういう7番めのメニューに加えますと、そしてしっかりと研究調査をし、その後に必要であれば設置しましょうと、必要でなければいらないと、こういうプロセスを経ましょうということをみんなで相談したという経緯があります。そして私は先ほど全会一致でこれが、議長提案が承認されたと、こういう受けとめ方をしています。しかもですね、かなり物理的な同じような特別委員会が、この議会に二つ設置されて、何がどう取捨選択をしてもものをやるのか、むしろ混乱の原因になりますので、必要か否かもですね調査研究をしてみたら粛々とやればいい話であって、何も今、議会基本条例がなければ潟上市議会がもうにっちもさっちもいかないと、全くね、まかり通らないということでも全くありません。そこまでは自治法に基づきましては議決機関として会議を進めていけばいいわけであってですね、どうもこれは全く二つの案というのは、私は整合性に欠けると思えますので、できるものであれば、案は案として取り下げるか、あるいはまた粛々と採決をもって決着をつけていただきたいということを私からお願い致したいと思えます。答弁はいりません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。原案に対する反対者はいませんか。17番。

○17番（堀井克見） 議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議について、反対討論を申し上げます。

議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議についてでありますけれども、このことについては議員の皆さんには既に議会全員協議会等において、議会基本条例の制定について、議会としてどのように取り組むべきか、いわゆるプロセスはどうあるべきかをお伝えしてきております。そして、この中であえてみんなで協議してきたという経緯もございます。

しかしながら、皆さんもご案内のとおり市民の皆さんにはよく意味がわからないと、現状の中では、そういうことも言われております。

まず私ははじめに、この決議案に反対する議員に共通するのは、議会基本条例の制定を私どもは反対していないということをはっきり申し上げておきます。市民の皆さんにも、ここだけは間違いのないようお願いを致したいと思えます。

それならなぜ議会基本条例を制定するのに反対するのかということになるわけであり、ますけれども、決して矛盾しているものではありません。この市民の皆さんからとあるのは、先般の新聞報道でもこのことが触れられております。多くの市民は、この基本条例に反対イコール消極的な議員という感じを持っているかもしれません。ここは真実を正確にご理解をいただかなければならない重要な点でございます。

提案者、賛成者の議員の皆さんは、とにかく議会基本条例の制定を急いでおりますが、このことに私は強い懸念と危機感を抱いております。皆さんもご案内でありますけれども、昨年ですが、急いで策定した潟上市の行政にかかわる基本的な計画の議決に関する条例があります。96条の2項であります、はっきり言って、全く現在のところ機能した試しがございません。生かされていないという事実が既にあるにもかかわらず、拙速に今やろうとしているという印象は拭いきれないのであります。こういった事情が市民の皆さんに正しく伝わっていないようでありますから、反対する者こそ議会改革に抵抗しているグループだと言われるかもしれませんが、それは全く違うことであります。私とこの発議に反対する議員は、条例を制定するか、まずは議員全体で勉強しましょうと、研究調査をしましょう、そしてその後に条例を制定しないと他の自治体の例もあるし、また、この度幸いにも総務委員会では、北海道の栗山町の方に先進地の研修にもまいります。それをしっかり見ながら制定しましょうという思いをいよいよ強くしているわけであり、ます。実際、制定された自治体を見ましても、やはり二度、三度と手を加えております。結果的に提案中の議会基本条例というのは、議会活動の全体、あるいはまた議会活動の運営、あるいはまた議会の根本的な規定というもの、非常に重いものをですね、いちいちこの基本条例化するということでもありますから、きっちりとした準備、いわゆるプロセスを踏まなければならないということは言うに及ばないことでございます。ですから、どうかその皆さんに申し上げたいことは、そのプロセスというものをしっかり踏むためにも調査研究をしましょうと。そして、必要であるならば、しかるべきときに議会基本条例を制定してもいいのじゃないかなということを声を大にして申し上げたいと思います。

それからですね、皆さんからいろいろ言われていますが、議会基本条例をやるのが、さもこの議会のいろんな問題を解決する万能薬のような思いで恐らく申されているなどという感もいよいよするわけであり、ますけれども、結果的にはそういうことではありません。問題は、我々この潟上市議会の議員一人一人が、きちっとやはり資質を高め、議

会議員、選良というものは何をやるべきかという原点に立ち返ることで。今、市民から見ますと、潟上市議会議員は何をやっているのかと、いわゆる混乱に次ぐ混乱で何をやっているんだと、それがですねまさしくこの間、町内会連合会からも議会基本条例等々も制定すべきではないかという一つに、進言につながったのではないかなど、私はそう考えております。したがって、どうかひとつ、先に進めることも大事でありますけれども、急がず、しっかりと勉強して、まさしく改革委員会でもって積み残したものを解決し、その後にもまさしく成熟した議会の姿の中で必要であれば議会基本条例の方に進んでいく、いわゆる段階を上っていくということを皆さんに申し上げたいと思います。したがって、先ほど改革特別委員会が設置されました。あわせて同じような、全く同じではありませんが、いずれにして進むであろう同じような基本条例の特別委員会が設置されるということは、非常に混乱に拍車を掛けるという懸念もございますので、どうかひとつ当面は改革委員会でもっていくと。したがって、議会基本条例の委員会の設置に私は強く反対するものです。

以上が私の反対の討論であります。終わります。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 議会基本条例制定に対する賛成討論を行います。

先の本会議に議会基本条例の制定について提案致しましたが、唐突で拙速すぎる、重要な案件であり、全議員で特別委員会を設置、検討すべきであるなどの理由から否決となっています。その際、次回、議長発議での提案も模索されておりました。しかし、今議会に議長が発議されている内容は、先ほど申し上げましたように、議長、平成21年の議会改革特別委員会において積み残されていた個別の案件を中心とした事案について、議会改革特別委員会を立ち上げ検討しようとするものであります。

先刻ご承知のように、本市ではまちづくりの基本方針や、それを実現するための自治の仕組みを条例として定める自治基本条例の制定に意欲的に取り組んでおり、間もなく制定される運びとなっております。この条例は、自治体の最高規範として位置づけられるものであります。

さて、自治の一方の担い手となる市民の代表機関である議会の使命、あり方を定めた議会基本条例は制定されておられません。自治基本条例の制定にあわせて議会基本条例を制定し、行政、議会がパブリックサーバントとしての自覚を持って市民の豊かな生活の実現のために奉仕しなければなりません。議長発議による議会改革特別委員会の検討内

容のほとんどは、議会基本条例に包括されておりますので、この際、全議員による議会基本条例制定特別委員会を設置することが、効率的・経済的でありますので、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。本案は、11番小林 悟議員から提出されました、議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議についてのとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立少数です。したがって、11番小林 悟議員から提出されました、議会基本条例制定特別委員会の設置に関する決議については、否決されました。

【日程第32、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について】

○議長（千田正英） 次に、日程第32、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

総務文教常任委員長から、所管事務のうち会議規則第103条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、本案については、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

【日程第33、議員派遣の件について】

○議長（千田正英） 次に、日程第33、議員派遣の件についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

【追加日程第34、監査委員辞職勧告決議の動議】

○議長（千田正英） 次に、追加日程第34、伊藤栄悦議員の潟上市監査委員の辞職勧告決議の動議を議題とします。

8番伊藤議員を地方自治法第117条の規定により、除斥します。

（8番伊藤栄悦議員 除斥）

○議長（千田正英） 提出者の説明を求めます。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 私から伊藤栄悦議員の潟上市監査委員の辞職勧告決議について説明致します。

先ほど午前中の本会議でもありましたけれども、休憩中といえども市民の方がいっぱい来まして、議会の成り行き、本会議の継続なんですね、あれは。その中でいろいろなやり取りがありましたけれども、皆さんもご承知のように本会議の場において、公金である補助金に対して「・・・5万円」という発言をされました。これは私たち議員が市民の血税、税金でいろいろな調査をやったり活動しているこの立場、そしてまた市のいろいろな会計の監査、それをやっていかなければいけないそういう立場にありながら、しかも伊藤栄悦議員は市議会選出の会計監査委員でもあります。これは本来であれば議員辞職に値する私は発言だと思えます。そういうことで、私は伊藤栄悦議員に潟上市監査委員の辞職勧告を行い、速やかに自分の態度を決める、それが私は妥当だと思ひまして辞職勧告決議の説明といたします。

○議長（千田正英） これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番。

○9番（戸田俊樹） ただいま藤原典男議員から、監査委員の辞職勧告決議という形で発言内容について問題があるということで、懲罰動議的な要素を踏まえて、さらに説明をするときに議員辞職までということも申されておりますが、この文面を見ますと、「・・・5円」という発言をしたということについて、文略、またはその主語、述語、動詞、さらには結果的なその雰囲気等を考えますと、私も隣におりましていろいろ聞いておりましたが、たかが5万円というのはですね、公金の税金をたかが5万円と言ったのではなくて、5万円の補助金、要するに体育協会から相撲連盟に対する4万7,000円のうち4万2,000円だというふうなことのときに5万円というふうなことを言ったのは、その調査をするにそんなに時間がかかるのかということに対する・・・5万円というこ

とで言っているはずですので、そこを言葉尻をとらえてすべてがその疑問、当人の責任だということは、少し言いすぎではないかなと思うわけです。そういう意味では、このような監査委員の辞職勧告決議というものを出すということ自体が、やはり異常なのかなと思うわけです。こういふことで、私は伊藤議員のちょっとした言い方のまずさがそういうふうになったとすれば、本人に先ほど議会運営委員会で決定したように弁明の余地を与え、そして本人の意見を聞いて、その後、採決するなり、またはその他のことをしていただければと思うわけです。

以上、議長、宜しくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 今、戸田議員から、はっきり申し上げて5万円発言の伊藤議員をカバーするお話があったわけですが、皆さんもご案内のとおり補助金等に絡む質疑の中で、まさしくその、「たかが5万円」と言ったか「・・・5万円」と言ったかわかりませんが、まさに5万円という公金、税金をないがしろにするような発言があったということは紛れもない事実であります。本会議場という場所というのは、本会議が休憩中であっても、まさに準ずる場所であって、この神聖な場所で言う言葉としては絶対に許すことはできません。しかも、戸田議員は自分の解釈のいいように、その5万円というところえ方がこうだと、私からみれば、まさに詭弁中の詭弁と言わざるを得ません。それが通るといふことになりますと、傍聴しておりました三、四十人の市民の皆さん、あるいは市長をはじめ当局の皆さん、伊藤議員と戸田議員以外の議員、議会議員というのはそれぐらいのものの感覚で公金というものに向かい合っているのかなと、大変な議会なり議員の失墜につながります。これはもう取り返しのつかないことになりますと。したがって、やはり発言して、誤った発言、不適切、あるいは不穏当な発言だとするならば、素直にそれを認めて撤回するなり、あるいはまた謝罪するなり、その結果辞職するなり、やはりしめしをつけてもらわないと、潟上議員全体、議員全体の権威と質が問われるという重大な事案であると私はそう思いますので、戸田議員のおっしゃるものの考え方とは、私は全く相容れません。したがって、議員の皆さんには、このことの重大さというものを沈着冷静に考えて、この後、意思表示の機会がくるとは思います。これをあいまいもこにしますと、潟上全体、潟上市議会全体の、もうはっきり言えばレベルということに後顧の憂いを残すということになりかねないので、どうぞひとつ皆さんには賢明なる判断、後顧の憂いの残らない判断を皆さんには是非お願い致したいと思

ます。特別答弁はいりませんが、私の議員としての考えをはっきり申し上げます。

○議長（千田正英） 質疑はありませんか。

○17番（堀井克見） それから弁明はいりません。弁明いりません。もう出てますから、辞職してくださいということが出ていますから、弁明はいりません、私は。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 休憩中だったのでテープはないんですか。テープ。私も今、戸田さんと同じような聞き方をしています。・・・5万円の審査するのに、そんなに時間がかからないだろう、「・・・」って言いましたよ、確か。5万円の審査だったら、そんなに時間かからないだろうという伊藤さんの発言でした。私もはっきり聞いております。

○議長（千田正英） 質疑ですよ。この提出者の藤原議員に対しての質疑をお願いします。

○14番（藤原典男） 今、私に対する質疑だと思うんですけども、市民感覚から見れば「・・・5万円」という言葉がどういうふうに聞こえたのかということなんです。議論の中身はいろいろありますけども。それで今、年金生活している方ね、月5万円でやっと生活している人もいますよ。それを・・・5万円ということをやられたときに、その該当する人は何と意思しますか。しかも税金をいろいろどういうふうに使われていっているのかということ調査する側が、・・・5万円というふうなことを言えば、聞いている市民がどういうふうに思うのかということなんです。私は1円といえども、やはり公金の扱いについては、「・・・」という言葉はね、慎むべきだし、まして会計監査委員として、じゃあ逆に言えば・・・5万円という感覚で会計監査をやってきたのか、そこまで私は思いますよ。どうですか。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。4番。

○4番（藤原幸作） 今朝ほど議運の委員長から、本人の弁明ということもございましたので、それに基づきまして採決するとか、取り下げということはないと思うんですけども、もし取り下げるとか、そういう形でもって議事進行すべきじゃないかと思えます。これは本来ですと言論の真意ということが地方自治132条にあるわけですが、そしてそれに基づいて135条では懲罰があるわけ。そういう懲罰を乗り越して、いわゆる今は監査委員の問題に発展していますけれども、本来ですとその懲罰ということになるので、その場合は戒告、陳謝、議員を辞めるとかということは確か135条はあると思えますけれども、そういう形を飛び越えてやはり今の監査委員のことですけれども、

私はやはり本人からもその発言した、いろいろと今、「・・・5万円」だとか「たかが」とかいろいろあるようでございますが、本人からもその真意を聞くと。その上で採決すると。いわゆる今朝ほどの議運の委員長のとおりに進行していただきたいと思えます。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） この発言の重みというのは、どういう重みかわかりますか。私はそこを問いたいんですよ。今、藤原幸作さんね、懲罰とか取り下げとかということを行いましたけれども、これは議会議員としては言うてはならないことですよ。しかも、その傍聴者の方がみんないる中で、「・・・5万円」、これ大変な問題ですよ。しかも会計監査委員でしょう。その重みってというのは感じられませんですか。

○議長（千田正英） 質疑を打ち切ります。

これで伊藤議員に入場していただきます。

暫時休憩します。

（8番伊藤栄悦議員 入場）

午後 7時15分 休憩

.....
午後 7時16分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

伊藤栄悦議員の弁明を許します。8番。

○8番（伊藤栄悦） 私の発言で議員の皆さんに大変ご迷惑をおかけして申し訳なく思っております。

相撲連盟の補助金は約5万円くらいであり、少額の補助金は常任委員会で調査できるのではないかと、したがって、休会中の継続調査は必要ないのではないかとという趣旨での発言でありました。「・・・」という言葉の意味は、少額という意味でありましたけれども、「・・・」という言語表現は適当ではなかったと考えております。休憩中の発言でありましたが、神聖なる議場での発言でありますので、この場をお借りし、お詫びし、陳謝致します。

「・・・」という言葉の削除、これをお願い致します。

以上であります。

（8番伊藤栄悦議員 退場）

○議長（千田正英） ただいま伊藤議員より、「・・・」という言葉削除するという
ことで宜しいですか。

○15番（西村 武） 伊藤議員は休憩中とはいえども、これはちゃんと議長の許可を得
て発言をしています。私も議長の許可を得て発言したのに対して、伊藤議員も議長の許
可を得て発言しておりますよ。そしてこれは正規の発言ですよ。その中で、まず、・・
・5万円ぐらいで閉会中の審査に値するのかなのような発言に私は受けとめておりますよ。
ですから、監査委員として、市民の税金を監査する立場にありながら、そういう・・
5万円であればじゃあ監査しなくともいいんじゃないかと、いい加減でいいんじゃない
かと、こういう意味にもとられますので、これは重大な発言ですので、ここに監査委員
として、これは議会の選出議員なんです。ですからやはり議会代表の議員として、や
はり議会に対しても著しくその傷をつけたということになりますので、当然監査委員は
辞職していただきたいと、こういうことです。

○議長（千田正英） 討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、伊藤栄悦議員の潟上市監査委員の辞職勧告決議の動議を採決致します。本
案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立少数です。したがって、動議は否決されました。

暫時休憩します。

（8番伊藤栄悦議員 復席）

午後 7時20分 休憩

.....
午後 7時20分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

これをもちまして平成23年第3回潟上市議会定例会を閉会します。

どうも大変遅くまで御苦労さまでした。

当局の皆さん、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

午後 7時21分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 大 谷 貞 廣

〃 署名議員 児 玉 春 雄